

## 第2期 諫早市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月



諫早市



## はじめに



少子高齢化の進行に伴う人口減少社会が現実のものとなる中、国や地方自治体、地域社会が一体となって、子ども・子育ての支援策を構築することが時代の要請となっています。

子育て家庭を取り巻く環境としては、全国的には、核家族化などの家族形態の変化、就労の多様化や地域の繋がりの希薄化などに伴い、子育ての負担や孤立感が高まっており、共働き家庭が増加する中で、都市部においては、待機児童の解消も喫緊の課題とされています。

本市においても、子育てに対する負担や不安を感じる家庭の増加、保育ニーズの地域間の偏在などの課題を抱えており、社会全体で子育てを支援する重要性が増大しております。

平成24年8月に成立しました「子ども・子育て関連3法」では、急速な少子化の進行や子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応するために、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを目的に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされております。

本市でも平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を受け、全ての子どもと子育て家庭を対象に一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指し、「諫早市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「健やかな子どもを育む『子育て・子育て応援のまち』いさはや」を基本理念として掲げ、子育て家庭、地域社会、行政が一体となって、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してまいりました。

このたび、計画期間が終了することから、計画を見直し、「第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。これまで取り組んできた行政・地域・学校など社会全体で子育てを支える仕組みについて、支援策の充実を図る必要があります。

今後、本計画に基づく施策の実現を通して、未来を担う子どもたちが健やかに成長するとともに、保護者の皆さんが喜びとゆとりを実感しながら安心して子育てができるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、子どもの健やかな成長を願いつつ活発なご審議を頂きました「諫早市健康福祉審議会」及び「子ども・子育て部会」の委員の皆様をはじめ、「ニーズ調査」にご協力をいただきました家庭の皆様、「パブリック・コメント」にご意見をお寄せいただきました市民の皆さんに心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

諫早市長 宮本明雄



# 目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 制度の対象となる子ども	2
5. 計画の策定体制	3
第2章 諫早市の現状	4
1. 人口の動向	4
2. 合計特殊出生率の推移	6
3. 世帯数の推移	7
4. 女性の年齢階層別労働力人口	7
5. 未婚率の推移	8
6. 児童人口の推移と将来の推計	8
7. 教育・保育施設の状況	9
8. 地域子ども・子育て支援事業の状況	13
9. ニーズ調査の結果概要	17
第3章 基本理念と体系	31
1. 基本理念	31
2. 基本目標	31
3. 計画体系	32
第4章 基本施策の展開	34
基本施策1 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援	34
基本施策2 子どもの成長に合わせた子育て支援	38
基本施策3 子育て家庭の親に対する成長支援	40
基本施策4 地域社会で取り組む子育て活動の充実	41
基本施策5 支援が必要な子どもと家庭のための支援	43
第5章 教育・保育の量の見込みと確保の方策	45
1. 区域設定の考え方について	45
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定について	46
3. 保育の区域毎の量の見込みについて	48
4. 量の見込みと確保の方策について	51
5. 幼児教育・保育の一体的提供と体制の確保	68
6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	68
第6章 計画の推進体制	69
1. 関係機関等との連携	69
2. 計画の達成状況の点検・評価	70
参考資料	71
1. 第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画策定経緯	71
2. 諫早市健康福祉審議会条例	72
3. 諫早市健康福祉審議会子ども・子育て部会委員名簿	73



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

「第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の基本理念を継承し、子育て家庭、地域社会、行政が一体となって、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とし、未来を担う子どもたちが健やかに成長するとともに、保護者が喜びとゆとりを実感しながら安心して子育てができるまちづくりを目指します。

### (1) 第1期計画期間中の社会的変化への対応

本市においては、少子化とともに高齢化が同時に進行しています。将来的に労働力人口が減少し、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下が予想されており、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような社会的変化を受け、本市に存在する諸課題を把握するとともに、その解決に向けた道筋をつけるため、計画を見直すこととしました。

### (2) 第1期計画期間満了に伴う見直し

本市では、「諫早市次世代育成支援行動計画(いさはや子育て応援プラン)」を次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画として、平成17年度から平成21年度までの「前期計画」、平成22年度から平成26年度までの「後期計画」を策定し取組を推進してきました。

平成27年4月には「諫早市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「健やかな子どもを育む『子育て・子育て応援のまち』いさはや」を基本理念に掲げ、各種施策に取り組んできました。

この度、計画期間満了を受け、計画の見直しを行うこととしました。

## 2. 計画の位置づけ

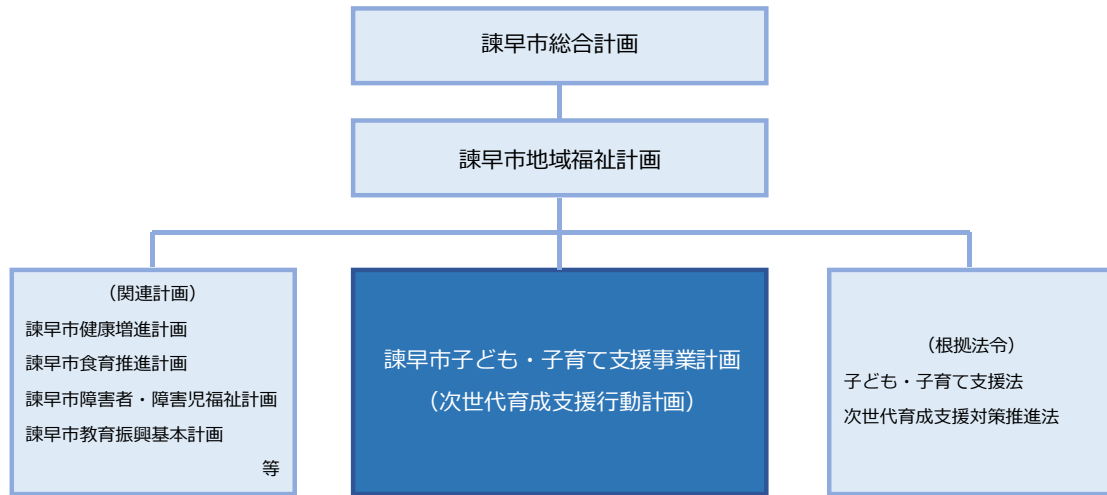
本計画は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)が改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた「諫早市地域福祉総合計画(諫早市健康福祉総合計画)」や、「諫早市障害者・障害児福祉計画」、「諫早市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」、「諫早市健康増進計画 第三次健康いさはや21」等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。



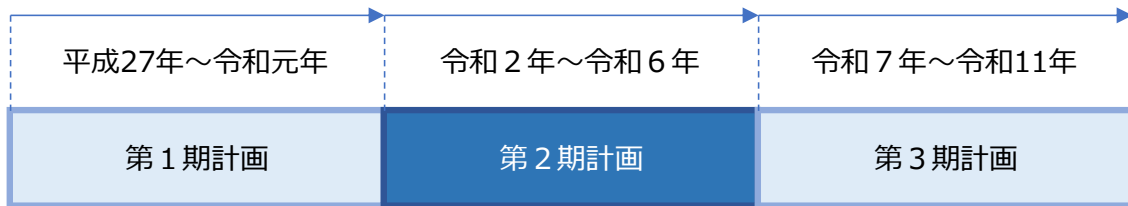
図表 1 計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

計画期間については、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

図表 2 計画期間



子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画

### 4. 制度の対象となる子ども

子ども・子育て支援法における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とされています。

図表 3 対象者及び支援事業

0歳	1～5歳	6～11歳	12～18歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
乳幼児期の教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記、下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			

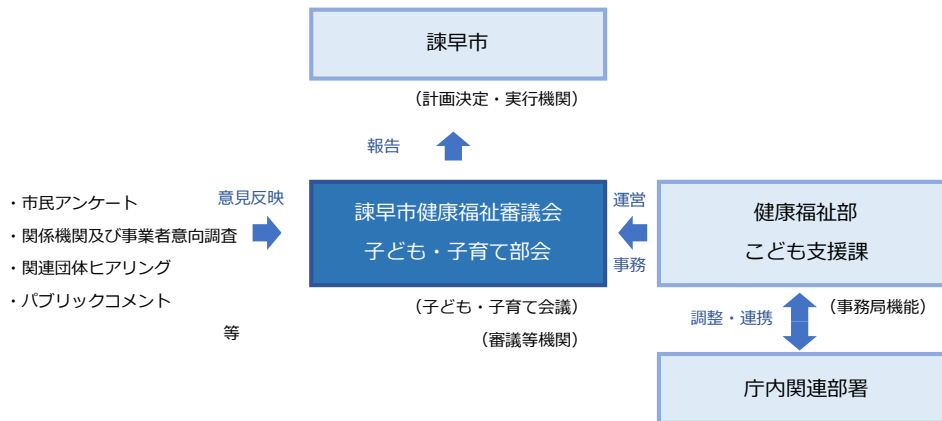


## 5. 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て部会の開催

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づく「市町村子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等の審議を行うこととされています。本市では、健康福祉審議会「子ども・子育て部会」を同法に定める「市町村子ども・子育て会議」と位置付け、計画内容等の協議を重ね、本計画を策定しました。

図表 4 子ども・子育て部会



### (2) アンケート調査の実施

諫早市に居住する保護者を対象に、ニーズ調査を実施しました。日々の生活の中でどのような意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

「第2期 諫早市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保護者の子育てに関する生活実態、要望、意見などを把握し、令和2年度から5年間の子育て支援に関する施策を計画的に実施することを目的としています。

	就学前児童保護者	小学生児童保護者 (1年から3年まで)	計
配布・回収方法	郵送		
調査期間	平成31年1月7日～平成31年1月21日（2週間）		
配布数（通）	2,096	904	3,000
回収数（率）	1,257 (60.0%)	579 (64.0%)	1,836 (61.2%)

### (3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などとの整合性を確保しながら、策定しています。

### (4) パブリック・コメントの実施

令和元年12月に計画案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施し、そこで寄せられた意見を計画に反映しました。

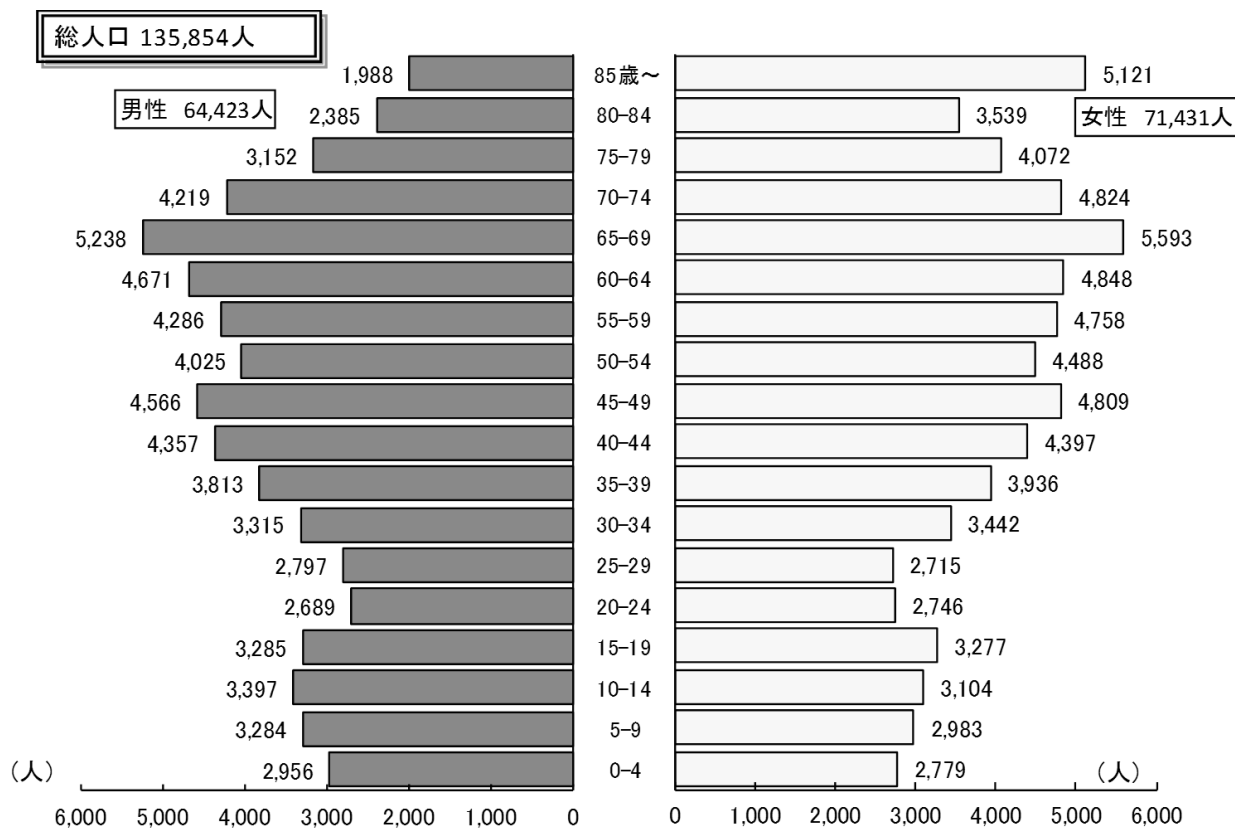
## 第2章 諫早市の現状

### 1. 人口の動向

#### (1) 人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成をみると、男女ともに、65歳～69歳の人口が最も多いことが分かります。年齢階層が低くなるに従って概ね人口は減少し、男性は20歳～24歳、女性は25歳～29歳で底を打った後、若干人口が増加するものの、その後、再び減少に転じています。

図表 5 人口ピラミッド



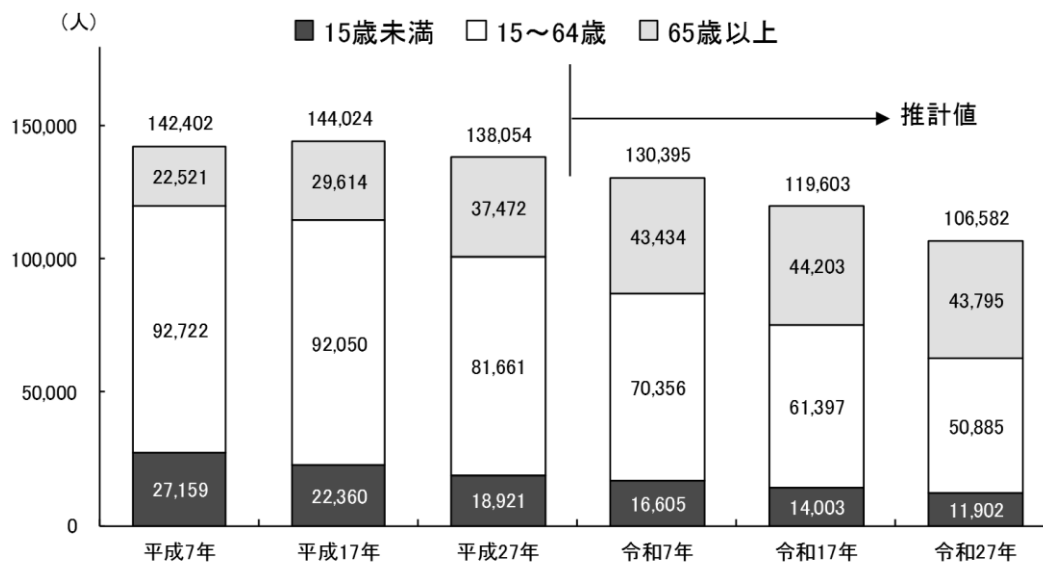
令和元年6月1日現在

住民基本台帳

## (2) 人口の推移及び将来推計

本市の人口は平成 17 年以降、減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後も人口減少傾向は継続し、令和 27 年には 106,582 人と、平成 17 年の人口の 74.0%になることが見込まれています。

図表 6 人口の推移及び将来推計



各年 10 月 1 日現在

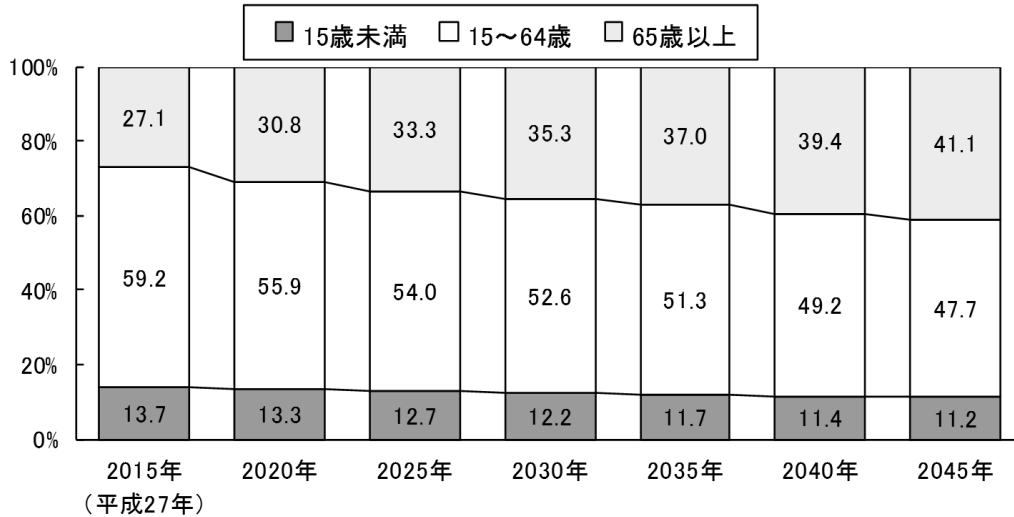
国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

## (3) 年齢3区分人口割合の将来推計

本市の人口を年齢別に3区分(15歳未満、15～64歳、65歳以上)し、その内訳の推移をみると、2015年(平成27年)では全人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は27.1%であるのが、2020年(令和2年)には3割を超え、2025年(令和7年)には市民の3人に1人が高齢者となることが分かります。その後も高齢者の割合は増加し続け、2045年(令和27年)には41.1%となると推計されています。

一方、15歳未満の年少人口の割合は、平成27年では13.7%であったのが、2025年(令和7年)には12.7%となると推計されており、高齢化と同時に少子化が今後も進行することが分かります。

図表 7 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計



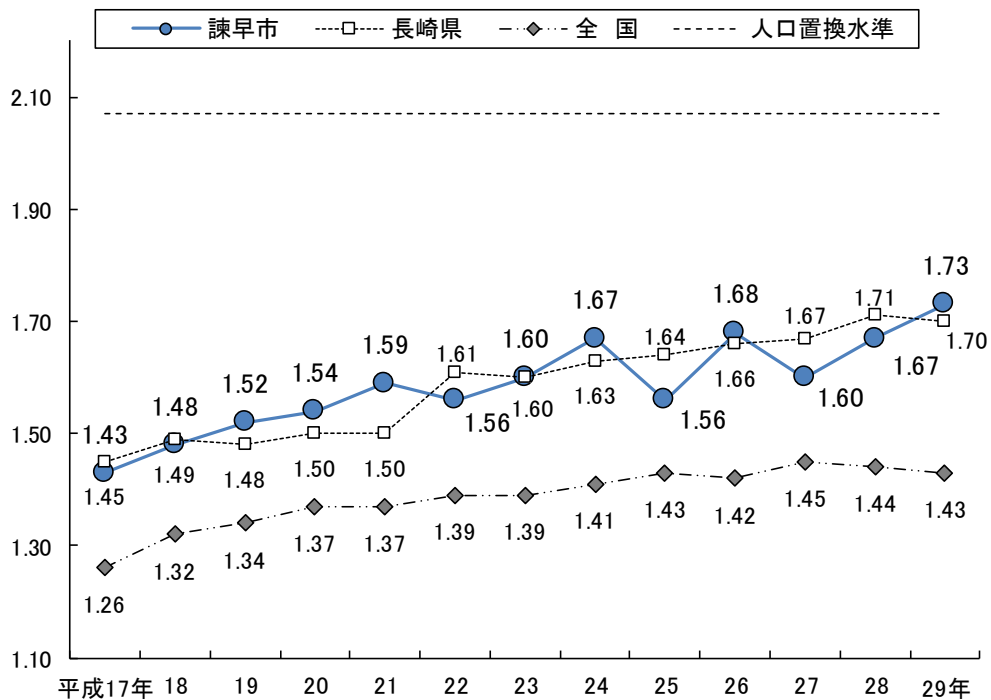
各年 10 月 1 日現在

国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

## 2. 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は人口置換水準(人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準)である 2.07 を大きく下回ってはいるものの、平成 17 年以降、概ね上昇傾向にあり、全国平均よりも高く推移しています。

図表 8 合計特殊出生率の推移

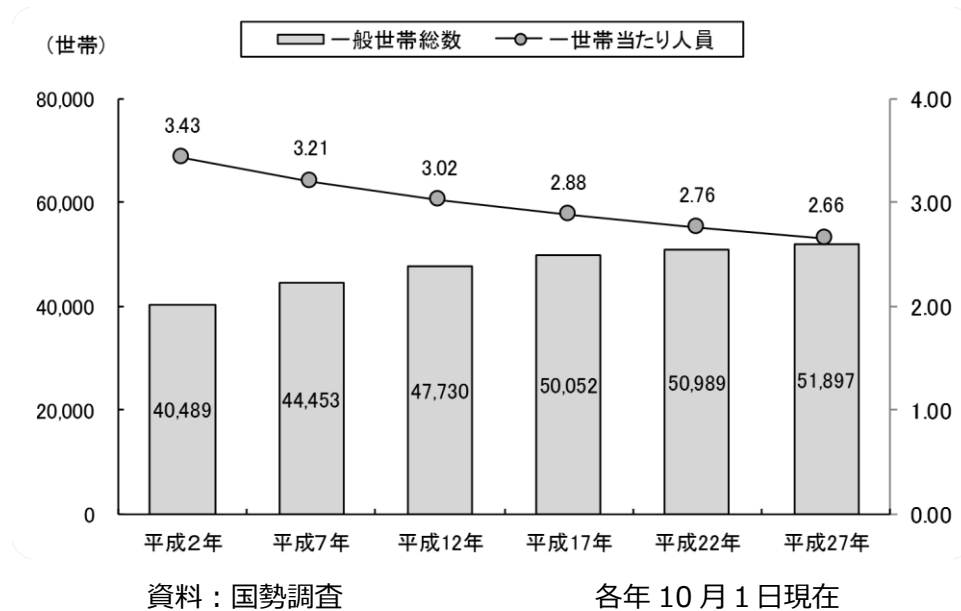


資料：厚生労働省「人口動態調査」、長崎県衛生統計年報

### 3. 世帯数の推移

本市における世帯数は一貫して増加傾向にあります。一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあります。

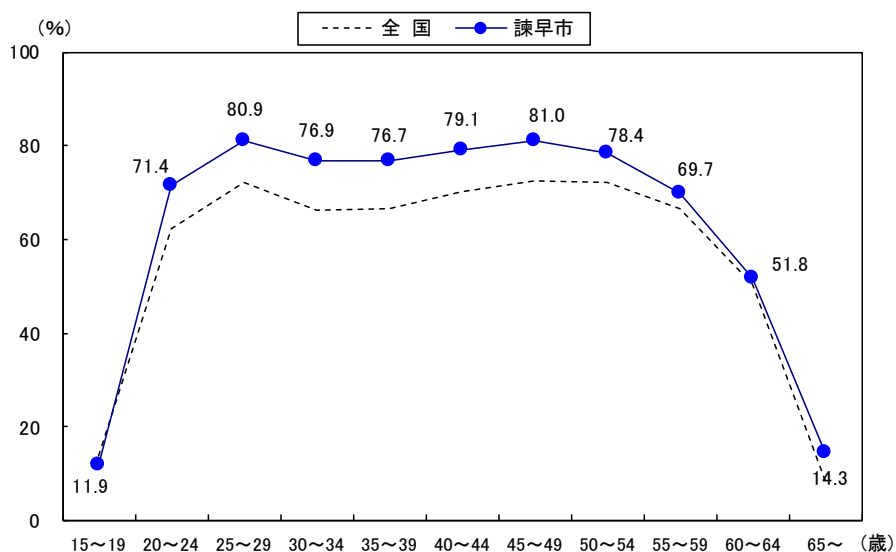
図表 9 世帯の推移



### 4. 女性の年齢階層別労働力人口

本市における女性の年齢階層別労働力人口(M字カーブ)をみると、すべての年齢階層において全国平均と比べて労働力率が高いことが分かります。また、30歳～34歳の労働力率の落ち込みについても、全国平均と比べて多少緩やかになっていることが分かります。

図表 10 女性の年齢階層別労働力人口



資料：国勢調査

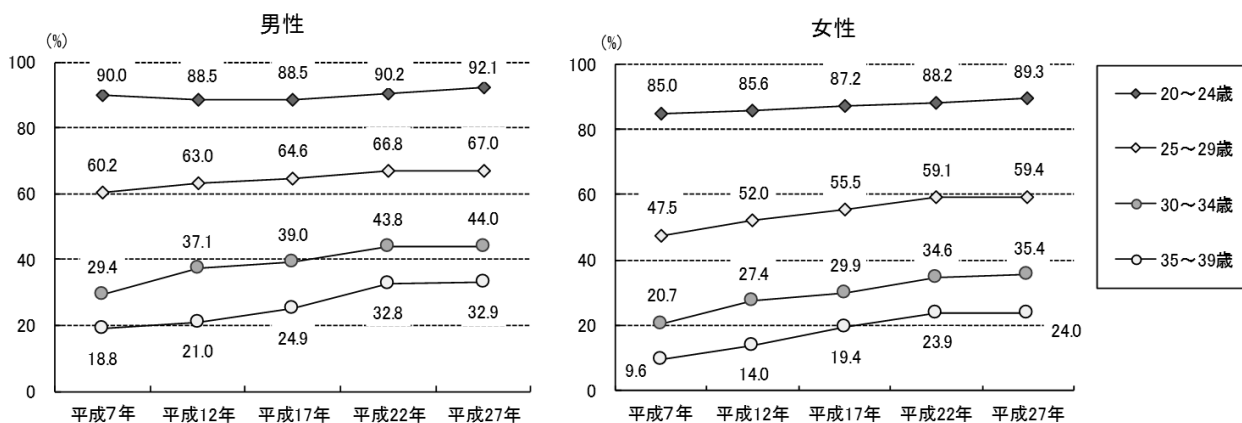
平成27年10月1日現在

## 5. 未婚率の推移

20歳～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、すべての年齢階層でおおむね未婚率が上昇していることがわかります。

平成27年では、35歳～39歳の男性の3人に1人(32.9%)、女性の4人に1人(24.0%)は未婚となっており、男女ともに、未婚化、晩婚化の傾向が見られます。

図表 1 1 未婚率の推移



資料：国勢調査

各年 10月1日現在

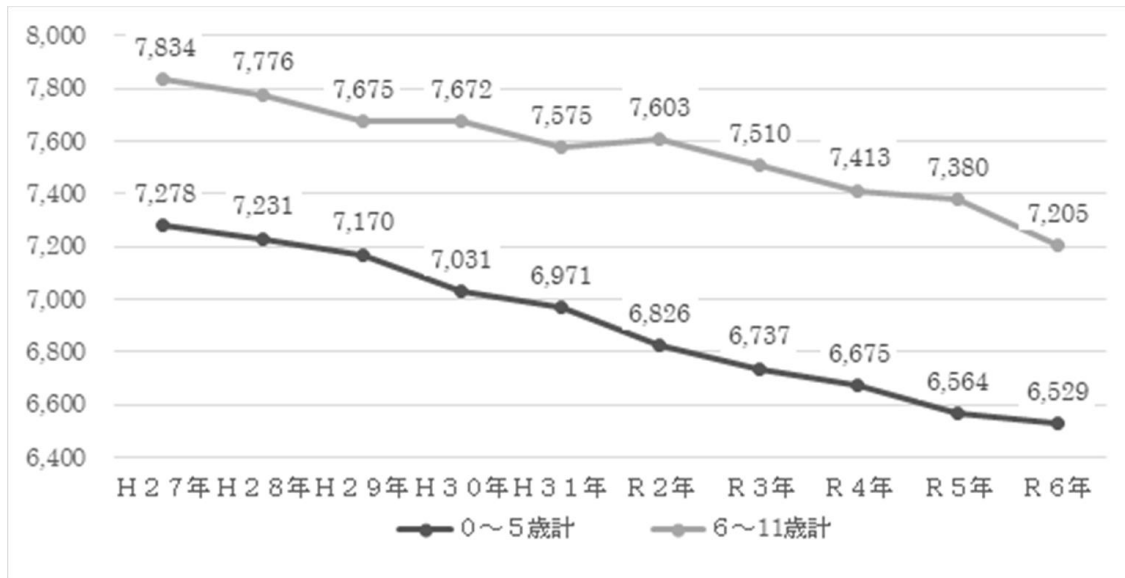
## 6. 児童人口の推移と将来の推計

0歳から11歳の子どもの将来の人口について推計した結果は以下のとおりとなります。本計画の年度中(令和2年度から令和6年度)、児童人口が減少していくと予想されます。

図表 1 2 児童人口の推移と将来の推計

	実績					推計				
	第1期計画期間					第2期計画期間				
	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年	H30年 2018年	H31年 2019年	R2年 2020年	R3年 2021年	R4年 2022年	R5年 2023年	R6年 2024年
0歳	1,129	1,127	1,140	1,099	1,045	1,087	1,081	1,075	1,069	1,063
1歳	1,208	1,170	1,124	1,180	1,130	1,097	1,091	1,085	1,079	1,074
2歳	1,135	1,229	1,175	1,143	1,200	1,107	1,101	1,095	1,089	1,083
3歳	1,302	1,168	1,245	1,182	1,165	1,190	1,111	1,105	1,099	1,093
4歳	1,229	1,308	1,173	1,240	1,189	1,153	1,195	1,115	1,109	1,103
5歳	1,275	1,229	1,313	1,187	1,242	1,192	1,158	1,200	1,119	1,113
0～5歳計	7,278	7,231	7,170	7,031	6,971	6,826	6,737	6,675	6,564	6,529
6歳	1,309	1,289	1,241	1,298	1,182	1,250	1,197	1,163	1,205	1,123
7歳	1,251	1,315	1,274	1,243	1,291	1,197	1,255	1,202	1,168	1,210
8歳	1,281	1,257	1,311	1,270	1,252	1,308	1,202	1,260	1,207	1,173
9歳	1,309	1,288	1,259	1,305	1,272	1,253	1,313	1,207	1,265	1,212
10歳	1,304	1,304	1,290	1,266	1,307	1,280	1,258	1,318	1,212	1,270
11歳	1,380	1,323	1,300	1,290	1,271	1,315	1,285	1,263	1,323	1,217
6～11歳計	7,834	7,776	7,675	7,672	7,575	7,603	7,510	7,413	7,380	7,205
合計	15,112	15,007	14,845	14,703	14,546	14,429	14,247	14,088	13,944	13,734

図表 13 児童人口の推移と将来の推計 (表)



## 7. 教育・保育施設の状況

### (1) 幼稚園の数、利用状況

市内の幼稚園は7施設あり、その利用状況は以下のとおりです。

図表 14 市内の幼稚園

市立幼稚園	2施設	私立幼稚園	5施設
-------	-----	-------	-----

図表 15 幼稚園の入園者数 各年5月1日現在

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
施設数	11施設	8施設	7施設	7施設	7施設	7施設
定員	2,245人	1,595人	1,410人	1,410人	1,370人	1,370人
児童数	1,254人	891人	827人	779人	755人	769人
5歳	459人	288人	308人	305人	263人	245人
4歳	446人	305人	294人	250人	235人	269人
3歳	339人	291人	211人	218人	243人	207人
満3歳	10人	7人	14人	6人	14人	48人

平成27年度 3施設が認定こども園へ移行  
 平成28年度 1施設が休園(平成29年廃園)



## (2) 認可保育所の数、利用状況

認可保育所は市立2施設、私立 42 施設あり、その利用状況などは以下のとおりです。

図表 16 市内の認可保育所（平成31年4月1日）

東部区域(長田中学校区・高来地域・小長井地域)	私立 8施設
中央区域(諫早中学校区・北諫早中学校区・明峰中学校区)	私立13施設 市立1施設
西部区域(西諫早中学校区・真城中学校区・多良見地域)	私立14施設 市立1施設
南部区域(小野中学校区・有喜中学校区・森山地域・飯盛地域)	私立 7施設

図表 17 認可保育所の入所者数（各年4月1日）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
施設数	44 施設	50 施設	50 施設	46 施設	46 施設	45 施設
定員	3,435 人	3,569 人	3,449 人	3,189 人	3,059 人	3,129 人
児童数	3,643 人	3,934 人	3,660 人	3,331 人	3,181 人	3,325 人
0歳児	192 人	340 人	209 人	205 人	193 人	172 人
1歳児	546 人	665 人	574 人	552 人	562 人	548 人
2歳児	699 人	679 人	724 人	590 人	612 人	654 人
3歳児	711 人	772 人	690 人	672 人	617 人	640 人
4歳児	727 人	724 人	757 人	626 人	690 人	616 人
5歳児	768 人	754 人	706 人	686 人	630 人	695 人

- ・平成 27 年度  
認可外保育施設7施設を認可、1施設が認定こども園へ移行
- ・平成 28 年度  
認可外保育施設1施設を認可、認可保育所1施設(西部区域)を認可、2施設が認定こども園へ移行
- ・平成 29 年度  
認可保育所1施設(西部区域)を認可、5施設が認定こども園へ移行
- ・平成 31 年度  
1施設が認定こども園へ移行

### (3) 認定こども園の数、利用状況

認定こども園は私立 12 施設あり、その利用状況などは以下のとおりです。

図表 18 市内の認定こども園（平成31年4月1日）

東部区域(長田中学校区・高来地域・小長井地域)	私立 4施設
中央区域(諫早中学校区・北諫早中学校区・明峰中学校区)	私立 4施設
西部区域(西諫早中学校区・真城中学校区・多良見地域)	私立 2施設
南部区域(小野中学校区・有喜中学校区・森山地域・飯盛地域)	私立 2施設

図表 19 認定こども園の入所者数（各年4月1日）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
施設数	0 施設	4 施設	6 施設	11 施設	11 施設	12 施設
定員	0 人	470 人	635 人	1,105 人	1,135 人	1,195 人
児童数	0 人	503 人	685 人	1,124 人	1,117 人	1,180 人
0歳児	0 人	12 人	19 人	31 人	40 人	44 人
1歳児	0 人	24 人	59 人	126 人	138 人	142 人
2歳児	0 人	39 人	72 人	147 人	146 人	168 人
3歳児	0 人	142 人	163 人	270 人	247 人	261 人
4歳児	0 人	139 人	203 人	260 人	280 人	272 人
5歳児	0 人	147 人	169 人	290 人	266 人	293 人

- ・平成 27 年度  
幼稚園3施設が幼稚園型認定こども園、保育所1施設が幼保連携型認定こども園へ移行
- ・平成 28 年度  
認可保育所2施設が幼保連携型認定こども園へ移行
- ・平成 29 年度  
認可保育所5施設が幼保連携型認定こども園(4施設)、保育所型認定こども園(1施設)へ移行、
- ・平成 31 年度  
認可保育所1施設が保育所型認定こども園へ移行

#### (4) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設は児童福祉法に基づき県が認可した保育所以外の保育施設で、企業主導型保育施設や病院等が設置し主に従業員の子どもの保育を行う病院内保育所などがあります。

図表 20 市内の認可外保育施設（平成31年4月1日時点）

東部区域(長田中学校区・高来地域・小長井地域)	0施設
中央区域(諫早中学校区・北諫早中学校区・明峰中学校区)	病院内1施設
西部区域(西諫早中学校区・真城中学校区・多良見地域)	認可外1施設、病院内2施設
南部区域(小野中学校区・有喜中学校区・森山地域・飯盛地域)	企業主導型2施設、病院内3施設

#### (5) 第1期計画の確保の方策と教育・保育施設の利用定員の状況

図表 21 第1期計画の確保の方策と教育・保育施設の利用定員の状況

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
教育	確保の方策 (1号+2号①(注))	1,265人	1,227人	1,216人	1,180人	1,193人
	利用定員実績	1,890人	1,780人	1,780人	1,770人	1,780人
	利用児童数(5/1)	998人	1,111人	1,098人	1,056人	1,074人
保育	確保の方策 (2号)	2,141人	2,211人	2,246人	2,246人	2,162人
	確保の方策 (3号)	1,480人	1,540人	1,616人	1,616人	1,585人
	確保の方策 (2・3号計)	3,621人	3,751人	3,862人	3,862人	3,747人
	利用定員実績	3,744人	3,869人	3,919人	3,909人	3,909人
	利用児童数(4/1)	3,784人	3,941人	4,005人	3,959人	3,999人

(注)第1期計画では、3歳から5歳までの共働き世帯で、幼稚園の利用を希望する世帯を2号①としています。

## 8. 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援法では、子どもと子育て家庭等を対象とする事業として、地域子ども・子育て支援事業を実施することとされています。現在、諫早市で実施している地域子ども・子育て支援事業については以下のとおりです。

### (1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)は、保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談、情報の提供など、乳幼児や保護者が相互の交流を行う事業です。諫早市内に現在7か所の子育て支援センターがあります。認定こども園で実施する子育て支援事業などと連携し、利用者のニーズを把握しながら子育て支援の拠点として事業を推進していきます。

図表 2 2 設置・実施状況 (平成31年4月1日時点)

名称	利用時間
諫早市中央子育て支援センター (野中町)	月曜日～金曜日(祝日を除く)、 午前10時～午後4時
くるみの家 (小野島町 ほなみ保育園)	月曜日～金曜日(祝日を除く)、 午前10時～午後3時30分
子育て支援センターほしのこ (山川町 星の子保育園)	月曜日～金曜日(祝日を除く)、 午前10時～午後3時
ほっとルーム (高来町峰 金華保育園)	月曜日～金曜日(祝日を除く)、 午前10時～午後3時
支援センターいちご (栗面町 いちご保育園)	月曜日～金曜日(祝日を除く)、 午前10時～午後3時
ビッグハート アエル (栄町 NPO 諫早法人なかよし村21)	月曜日～土曜日(祝日を除く)、 午前10時～午後4時
親子のひろば「アイアイ」 (多良見町化屋 わくわく保育園)	月曜日～金曜日(祝日を除く)、 午前10時～午後3時30分

図表 2 3 これまでの実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
延べ利用件数	52,055 人日	47,327 人日	50,292 人日	40,599 人日	39,722 人日

(人日 = 年間延べ利用回数)

## (2) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査受診票により妊娠中に 14 回、医療機関にて受診する健康診査について公費助成を行っています。

図表 2 4 利用人数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診人数	14,402 人	14,686 人	14,817 人	13,842 人	13,776 人

(年間延べ受診人数)

## (3) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

図表 2 5 訪問数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問人数	1,163 人	1,099 人	1,112 人	1,141 人	1,024 人

(年間訪問人数)

## (4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

図表 2 6 これまでの実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問家庭数	55 件	29 件	28 件	29 件	29 件

(年間訪問件数)

## (5) 一時預かり事業・一時保育事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

図表 27 これまでの実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	29 か所	33 か所	40 か所	39 か所	35 か所
延べ利用件数	9,296 人日	18,634 人日	10,680 人日	14,581 人日	23,291 人日

(人日 = 年間延べ利用回数)

## (6) 延長保育事業・休日保育

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

現在、延長保育事業は、東部区域 12 施設、中央区域 16 施設、西部区域 17 施設、南部区域 8 施設、休日保育は、東部区域 2 施設、中央区域 1 施設で行っています。

図表 28 実施か所数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

	延長保育	休日保育
東部(長田・高来・小長井)	12 施設	2 施設
中央区域(中央・北諫早・小栗・明峰)	16 施設	1 施設
西部区域(真津山・西諫早・真城・多良見)	17 施設	0 施設
南部区域(小野・有喜・森山・飯盛)	8 施設	0 施設

## (7) 病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

図表 29 これまでの実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
延べ利用件数	2,236 人日	2,467 人日	2,678 人日	3,055 人日	2,526 人日

(人日 = 年間延べ利用回数)

## (8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

図表 30 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校区	児童数	登録児童数	か所数	
			26年度	30年度
諫早小	458人	101人	2	2
北諫早小	717人	233人	5	5
上諫早小	72人		(北諫早小区へ送迎)	
小野小	266人	46人	1	1
有喜小	170人	38人	1	1
真津山小	639人	247人	3	6
本野小	66人	0人	0	0
長田小	208人	74人	1	1
小栗小	490人	107人	2	2
真崎小	215人	28人	1	1
みはる台小	218人	45人	1	1
御館山小	625人	158人	1	2
上山小	457人	139人	1	3
西諫早小	492人	129人	2	2
真城小	384人	118人	3	3
喜々津小	492人	188人	3	4
喜々津東小	194人	65人	1	1
伊木力小	78人	22人	1	1
大草小	28人		(伊木力小区へ送迎)	
森山西小	145人	53人	1	1
森山東小	125人	32人	(森山西小区へ送迎)	
飯盛東小	295人	40人	1	1
飯盛西小	69人		(飯盛東小区へ送迎)	
湯江小	297人	69人	1	1
高来西小	196人		(湯江小区へ送迎)	
長里小	45人	19人	1	1
小長井小	134人	19人	1	1
遠竹小	23人	4人	0	1
計	7,598人	1,974人	34	43

児童数は平成30年5月1日、登録児童数は平成30年4月1日時点



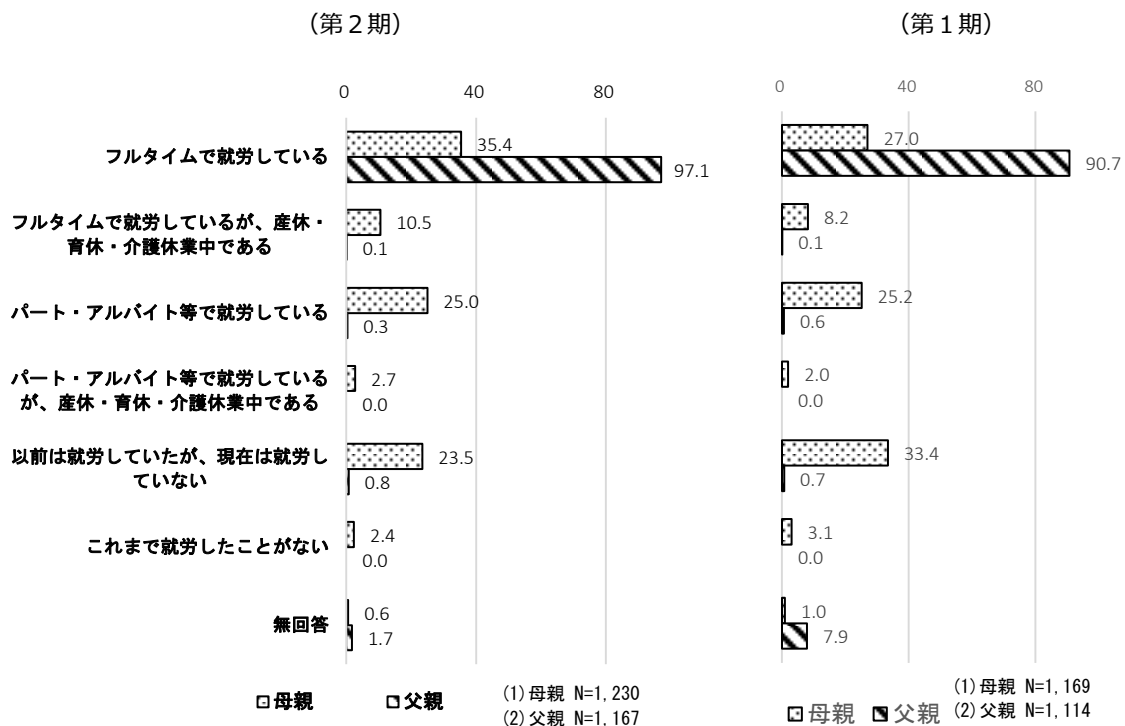
## 9. ニーズ調査の結果概要

### (1) 就学前児童調査結果

#### ① 保護者の就労状況

母親の就労状況が、「フルタイムで就労している」が27.0%から35.4%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が8.2%から10.5%に増加しています。

図表 3 1 お子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。(%)

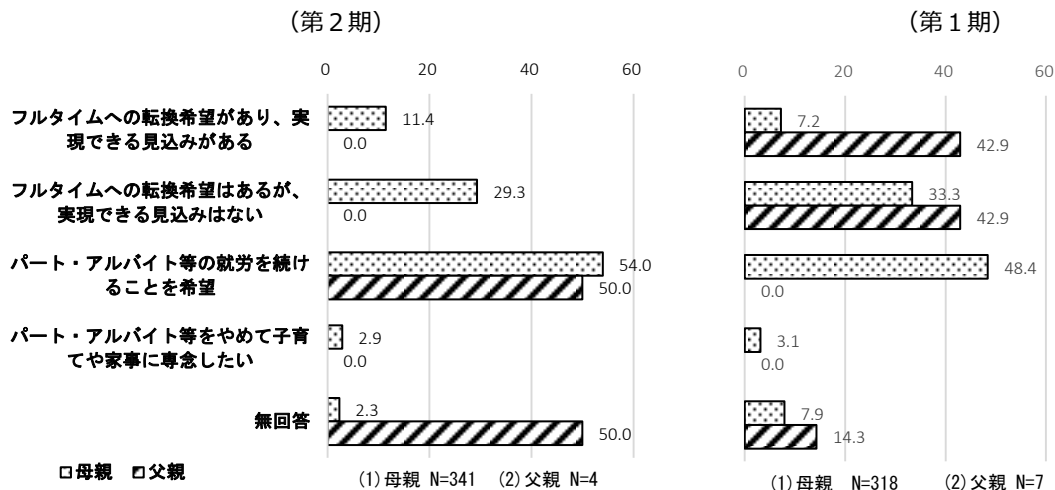


## ② パート・アルバイト等で就労している方の今後の就労希望

母親の、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 7.2%から 11.4%、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 48.4%から 54.0%に増加しています。

パート・アルバイト等で就労している方にかがいます。

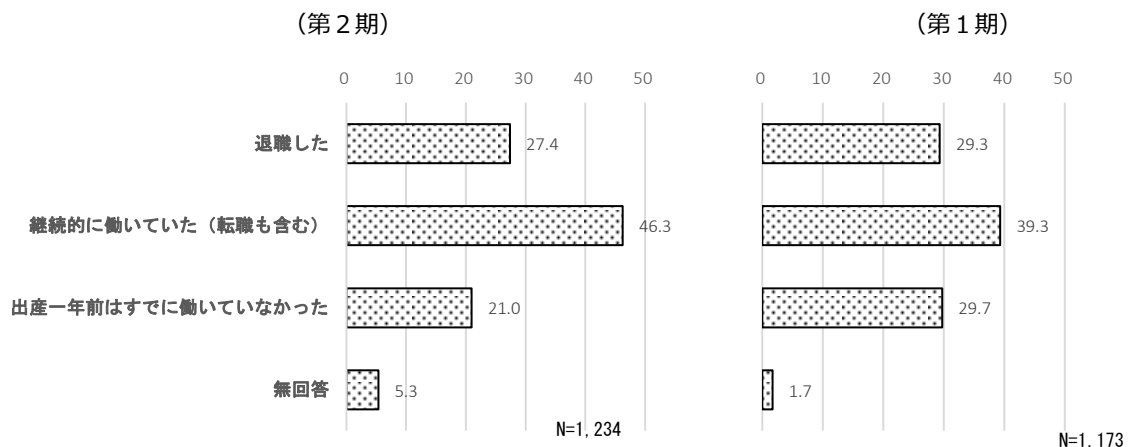
図表 3 2 フルタイムへの転換希望はありますか。(%)



## ③ 出産による退職

出産前後で「退職した」が 29.3%から 27.4%に減少し、「継続的に働いていた」が 39.3%から 46.3%に増加しています。

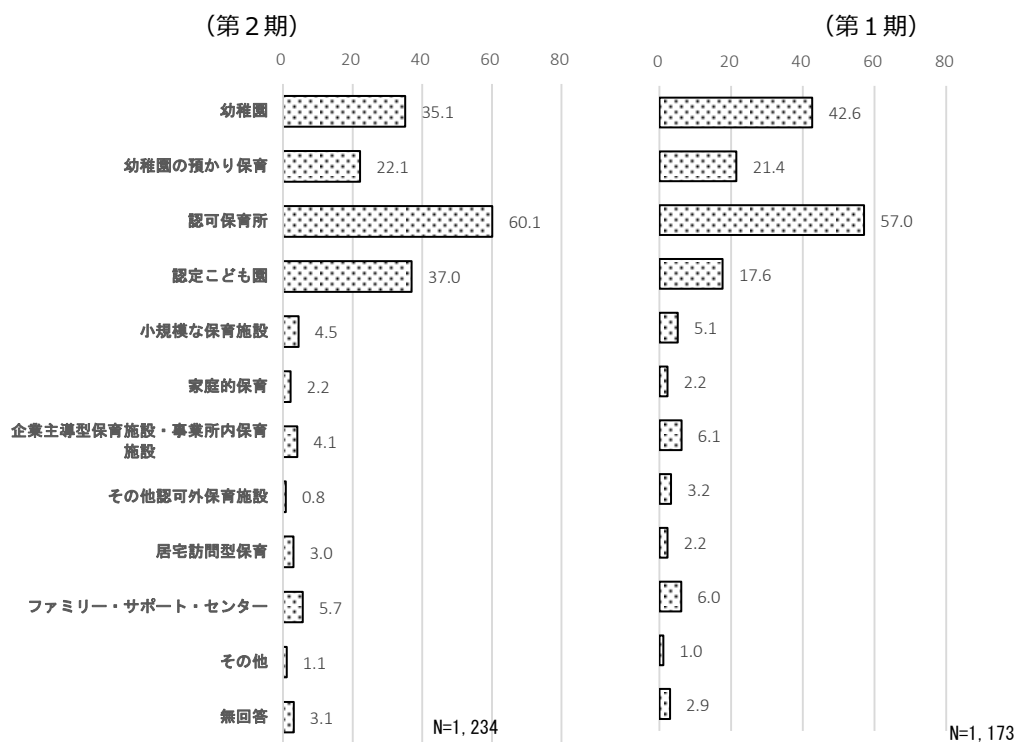
図表 3 3 あて名のお子さんの出産前後（前後それぞれ1年以内）に退職をしましたか。(%)



#### ④ 定期的に利用したいと考える事業

幼稚園が認定こども園に移行したため、「幼稚園」が42.6%から35.1%へ減少しています。

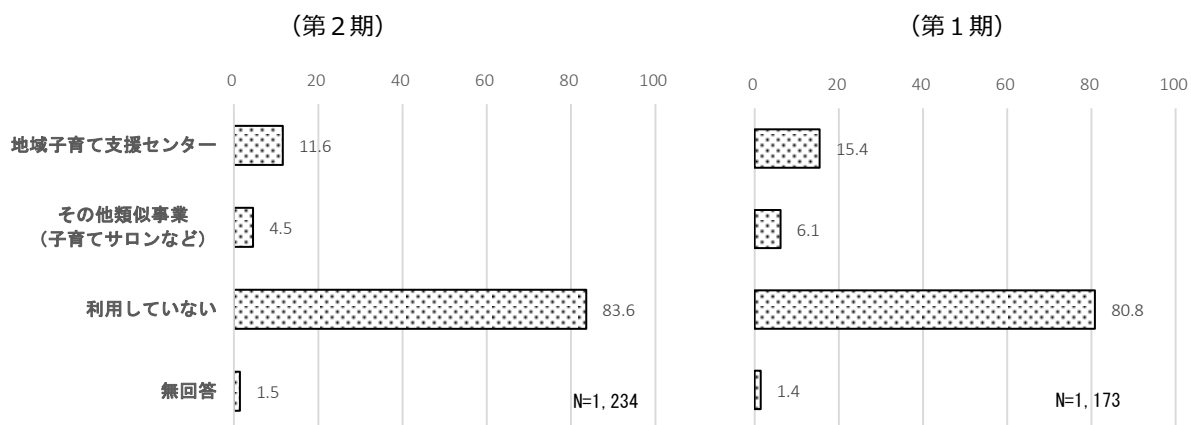
図表 3 4 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的」に利用したいと考える事業をお答えください。(%)



#### ⑤ 地域子育て支援センターの利用状況

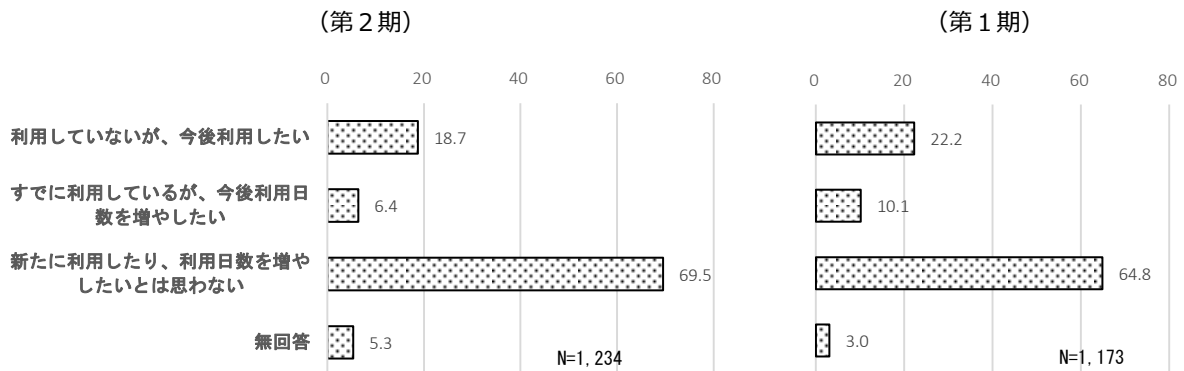
地域子育て支援センターの利用状況は15.4%から11.6%に減少しています。

図表 3 5 あて名のお子さんは現在、地域子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）等を利用していますか。(%)



地域子育て支援センターの今後の利用希望は 22.2%から 18.7%に減少しています。

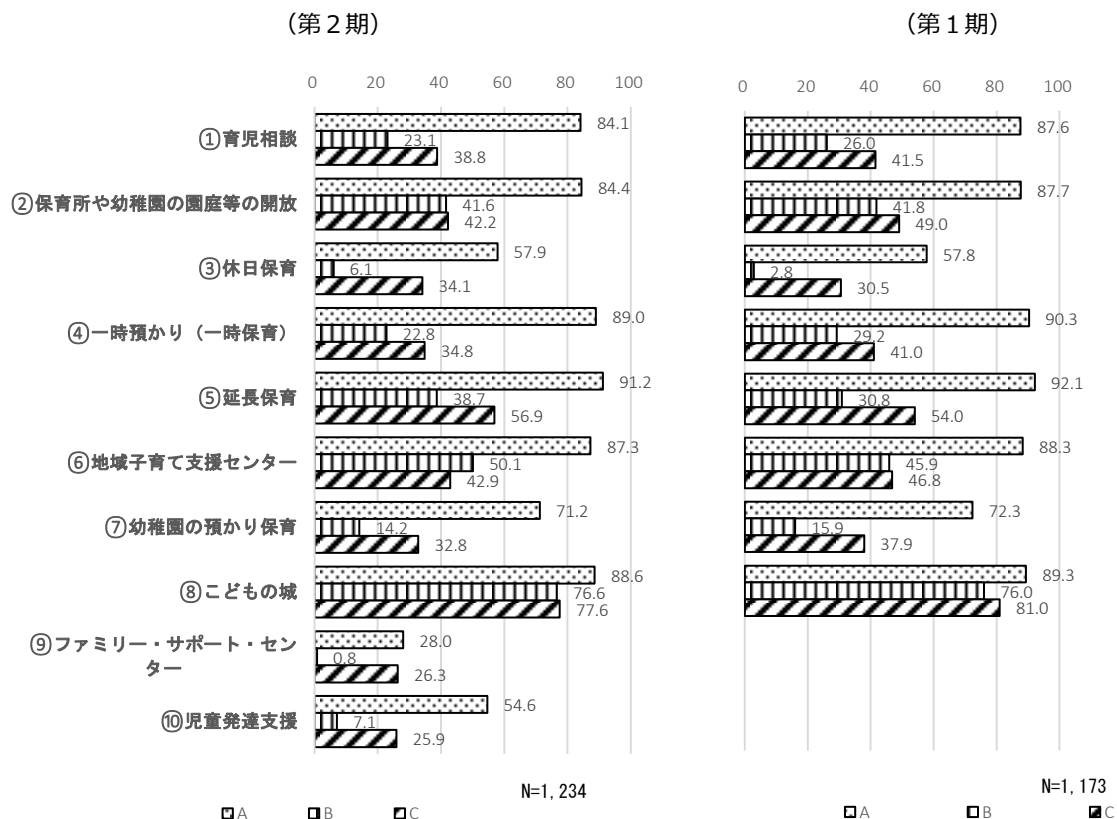
図表 3 6 地域子育て支援センター等について、現在は利用していないができれば今後利用したいと思いますか。(%)



### ⑥ サービス別認知度、利用状況、利用希望

ファミリー・サポート・センター、児童発達支援は第2期アンケートで調査を行い、それぞれ 26.3%、25.9%の利用希望がありました。

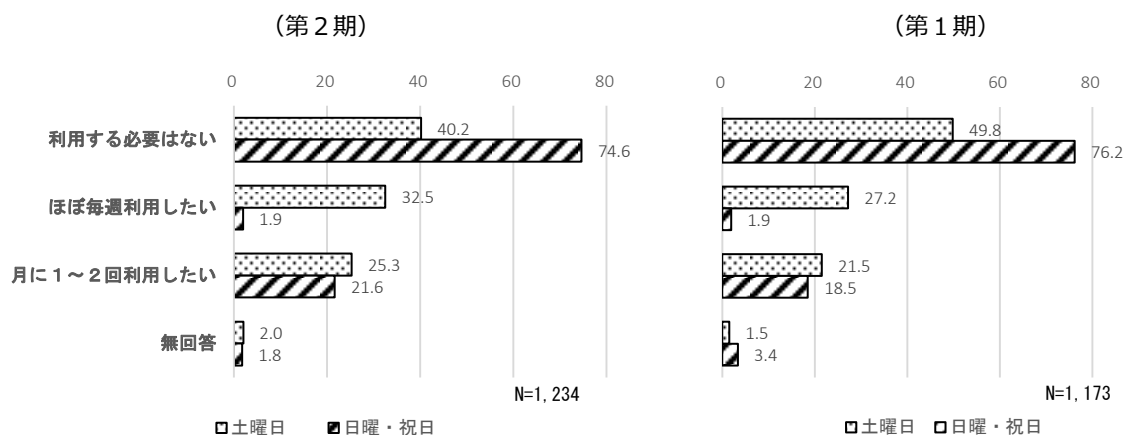
図表 3 7 ①～⑩のサービスを知っていたり、これまでに利用したことはありますか。また、今後利用したいと思いますか。(A：知っている、B：利用したことがある、C：今後利用したい) (%)



### ⑦ 定期的な教育・保育事業の利用希望(土曜日、日曜日・祝日)

土曜日の利用希望で、「利用する必要はない」が 49.8%から 40.2%に減少し、「ほぼ毎週利用したい」が 27.2%から 32.5%と増加しており、土曜日の利用希望が増加しています。

図表 38 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか(一時的な利用は除く)。(%)

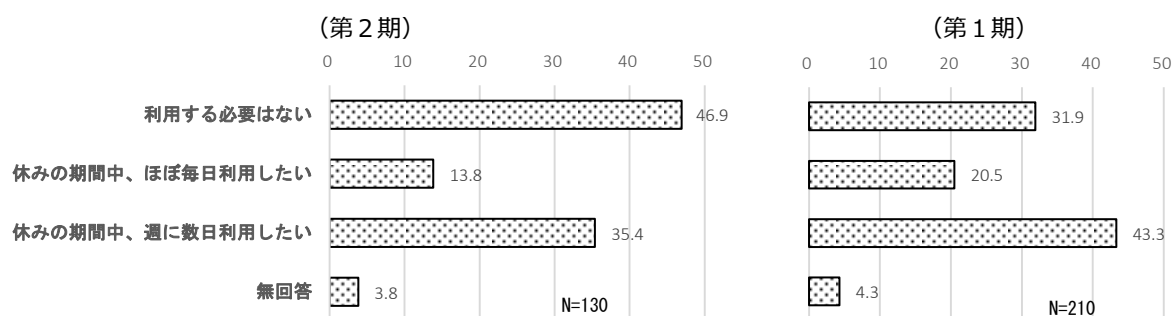


### ⑧ 長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

「利用する必要はない」が 31.9%から 46.9%に増加し、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 20.5%から 13.8%に減少しています。

現在、幼稚園を利用している方につかがいいます。

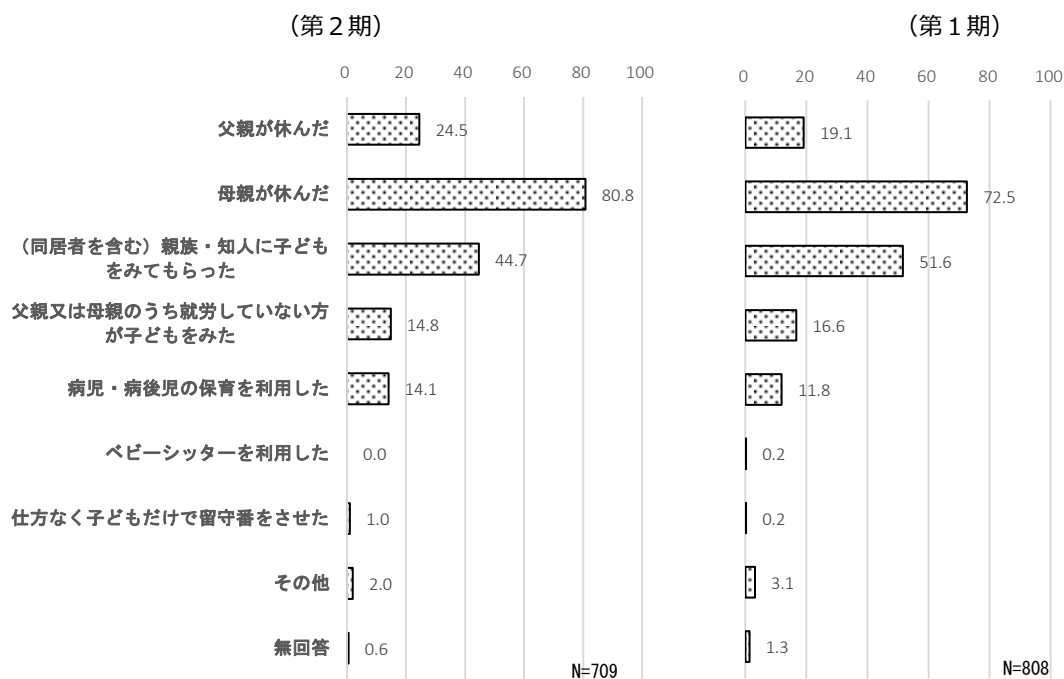
図表 39 あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用を希望しますか。(%)



### ⑨ 病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法

「父親が休んだ」が19.1%から24.5%、「母親が休んだ」が72.5%から80.8%へ増加し、保護者が休んで対処する割合が増加しています。また、「病児・病後児の保育を利用した」も11.8%から14.1%へと増加しています。

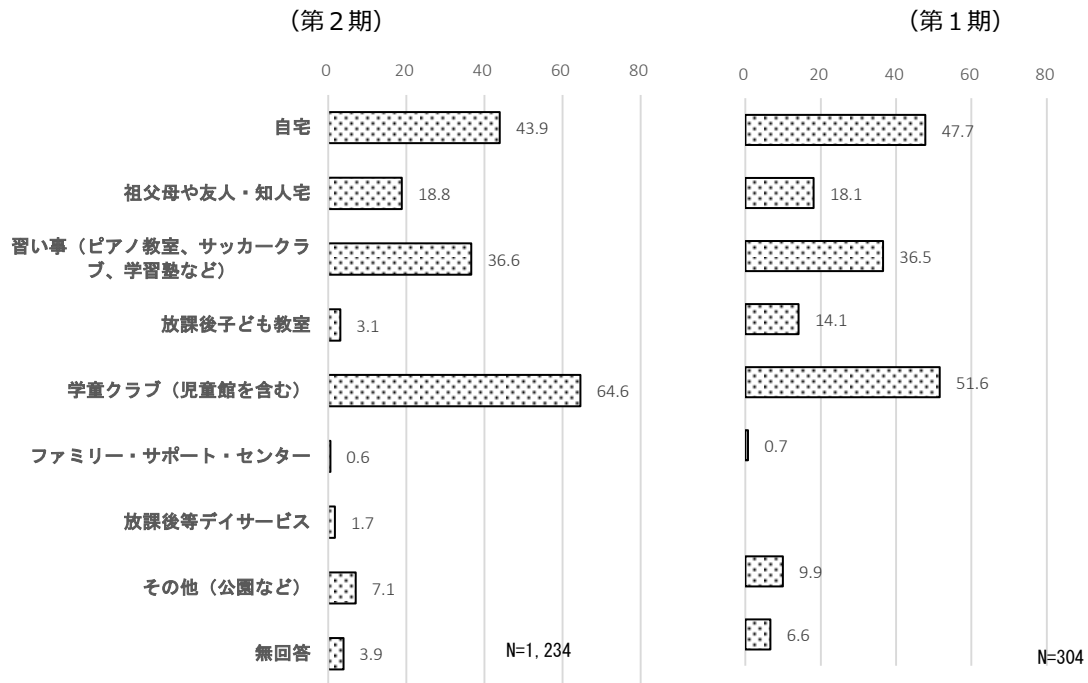
図表 40 あて名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけてください。(%)



### ⑩ 就学後の放課後の過ごし方

「学童クラブ」が 51.6%から 64.6%へ増加しています。

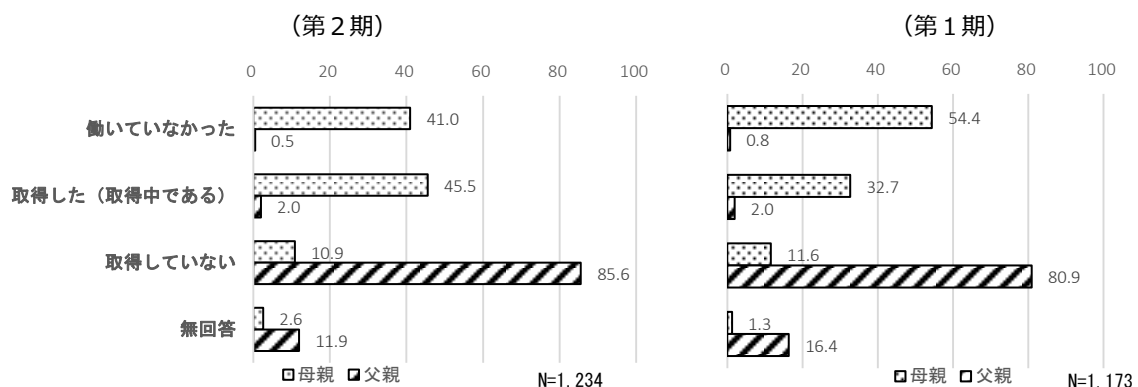
図表 4 1 あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（%）



### ⑪ 育児休業の取得状況

母親で育児休業を「取得した」が 32.7%から 45.5%へ増加しています。

図表 4 2 あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。（%）

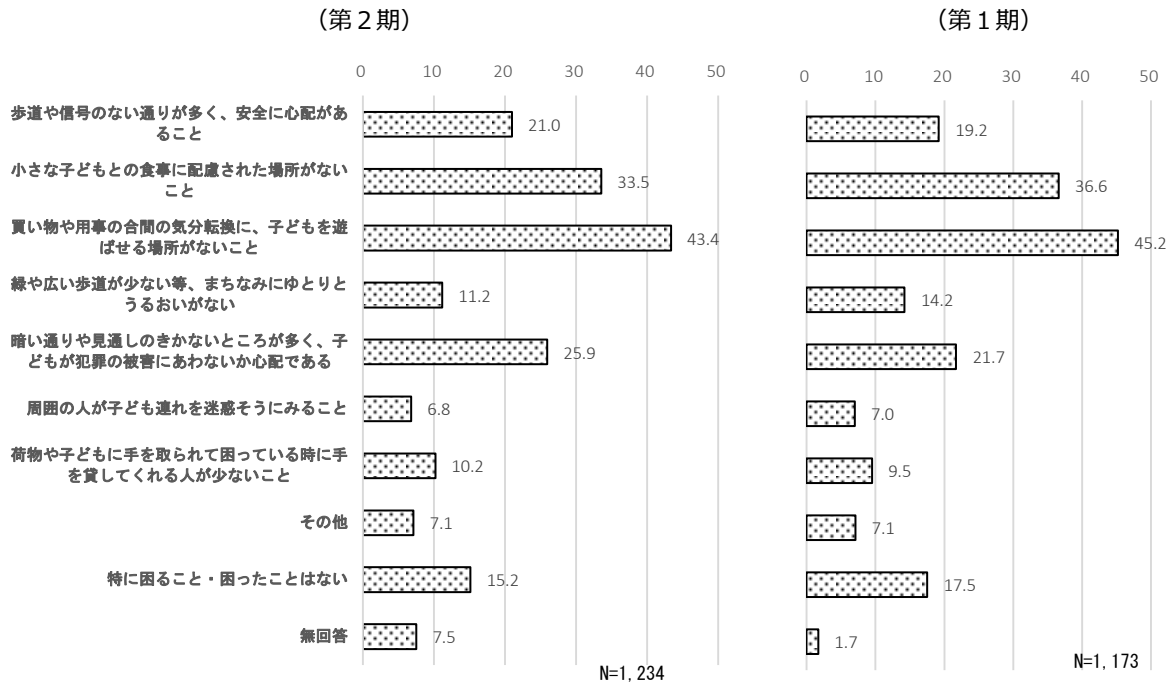




## ⑫ 子どもとの外出の際に困ること

「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」の割合が高くなっています。

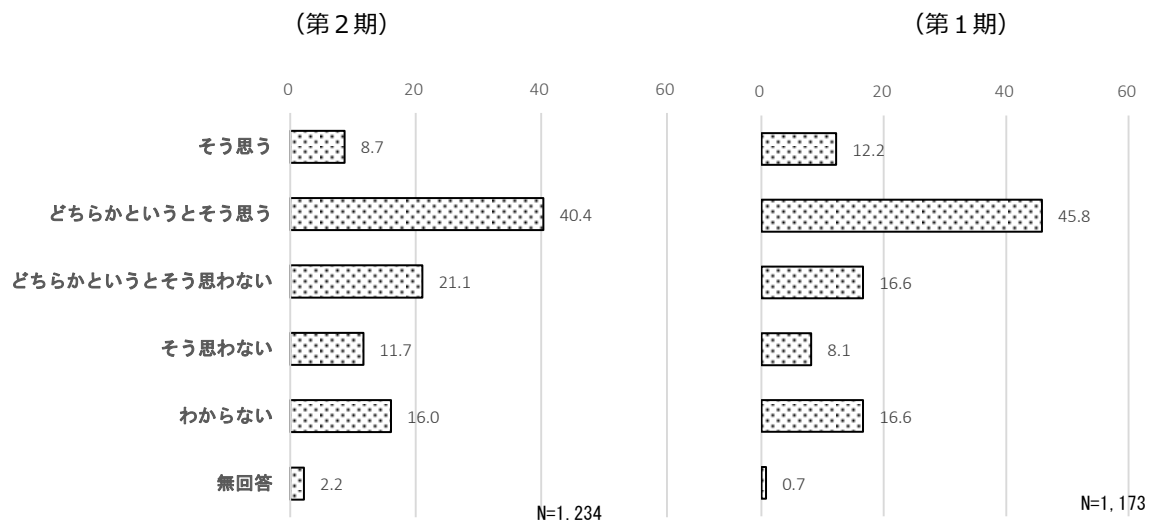
図表 4 3 子どもとの外出の際、困ること・困ったことは何ですか。(%)



## ⑬ 諫早市の子育て環境

諫早市は子育てしやすいまちだと「そう思う」と回答した人が 12.2%から 8.7%、「どちらかというと思う」と回答した人が 45.8%から 40.4%へ減少し、「そう思わない」と回答した人が 8.1%から 11.7%、「どちらかというと思わない」と回答した人が 16.6%から 21.1%へ増加しています。

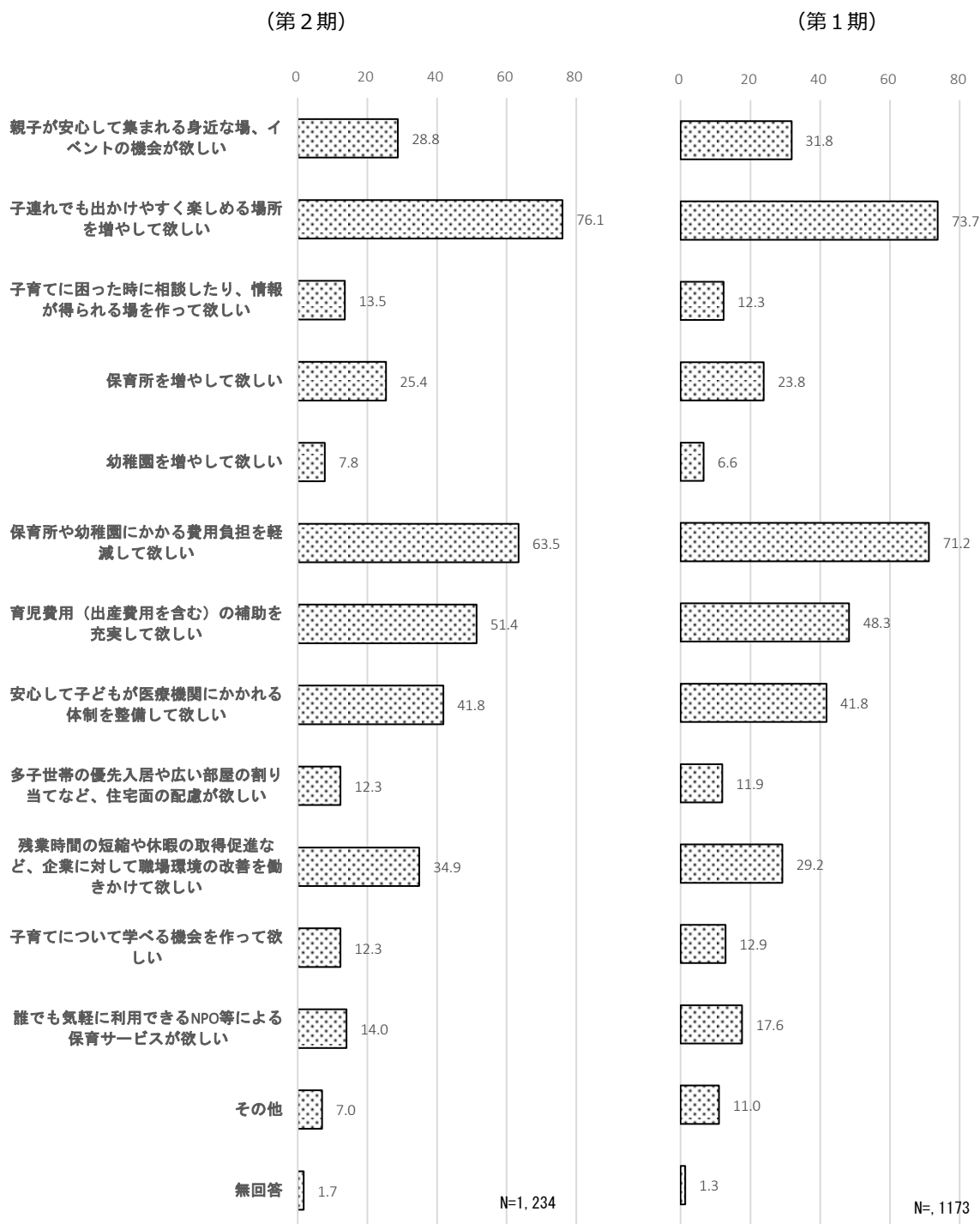
図表 4 4 諫早市は子育てしやすいまちだと思いますか。(%)



#### ⑭ 子育て支援に関する市への要望

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「保育所を増やしてほしい」、「育児費用(出産費用を含む)の補助を充実して欲しい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」という意見が増加しています。

図表 45 市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。(%)

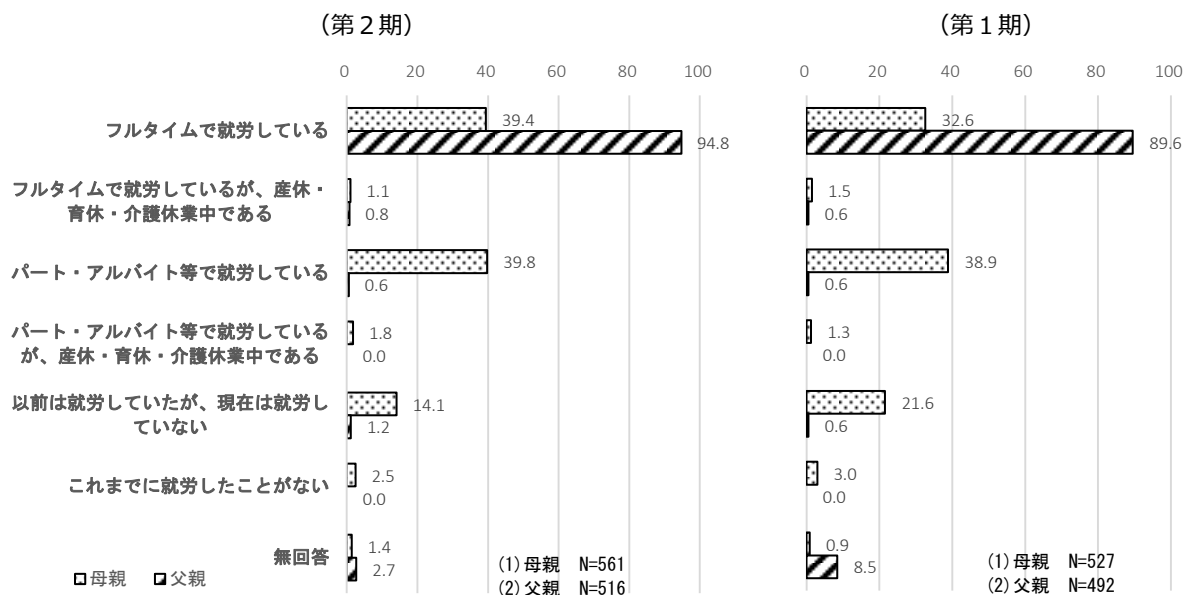


## (2) 小学生調査結果

### ① 保護者の就労状況

母親の就労状況について、「フルタイムで就労している」人が増加しています。

図表 4 6 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。（％）

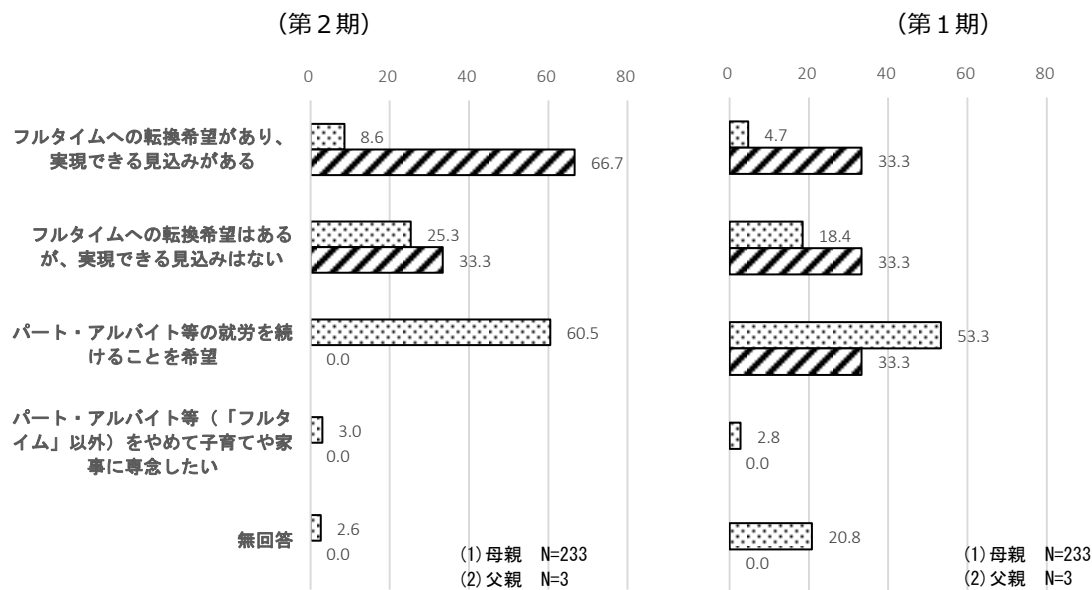


### ② パート・アルバイト等で就労している方の今後の就労希望

母親の就労状況について、フルタイムへの転換希望者の割合が増加しています。

パート・アルバイト等で就労している方にうかがいます。

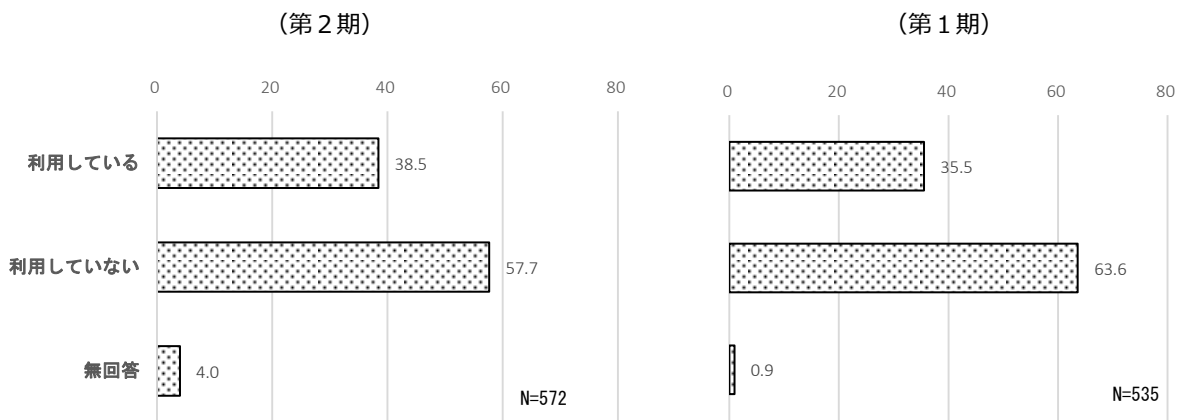
図表 4 7 フルタイムへの転換希望はありますか。（％）



### ③ 学童クラブの利用状況

学童クラブを「利用している」人の割合が 35.5%から 38.5%に増加しています。

図表 4 8 あて名のお子さんは現在、学童クラブを利用していますか。(%)

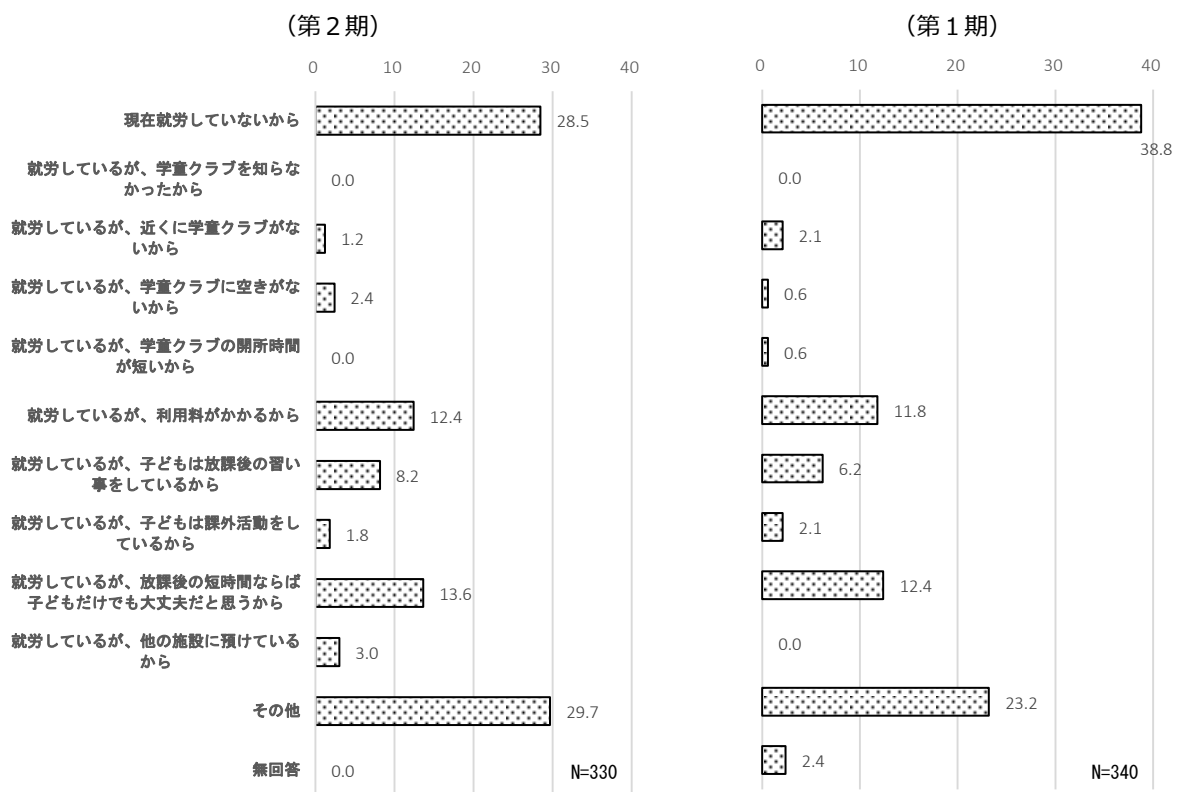


### ④ 現在、学童クラブを利用していない理由

現在、学童クラブを利用していない理由として、「就労しているが、学童クラブに空きがないから」、「就労しているが、利用料がかかるから」という意見が増加しています。

学童クラブを利用していない方にうかがいます。

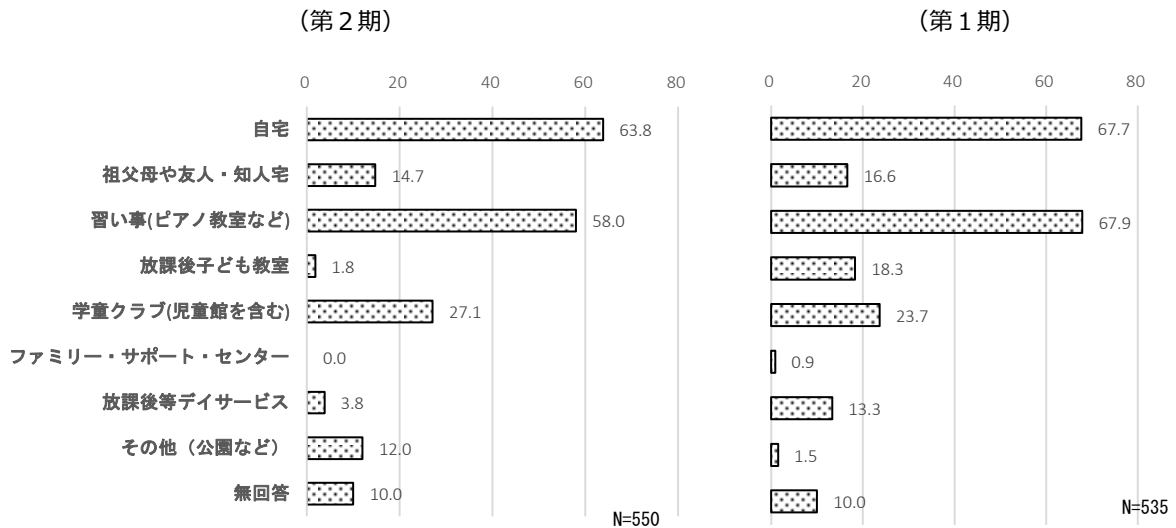
図表 4 9 利用していない理由は何ですか。(%)



### ⑤ 小学校高学年になったときの放課後に過ごす場所

小学校高学年になったときの放課後に過ごす場所として、「学童クラブ」と回答した人が23.7%から27.1%に増加しています。

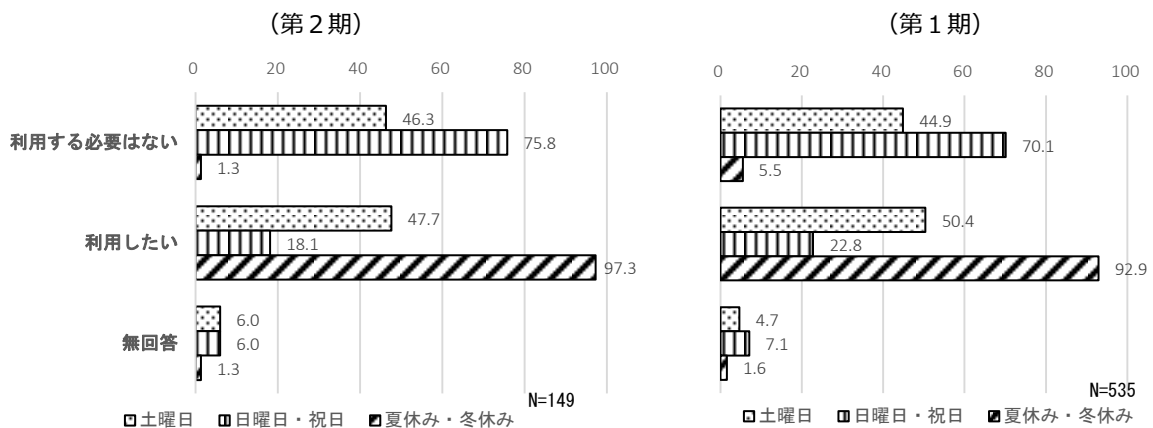
図表 5 0 あて名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（％）



### ⑥ 長期休暇中の学童クラブの利用希望

土曜日、日曜日・祝日の学童クラブの利用希望が減少し、長期休暇中の学童クラブの利用希望が増加しています。

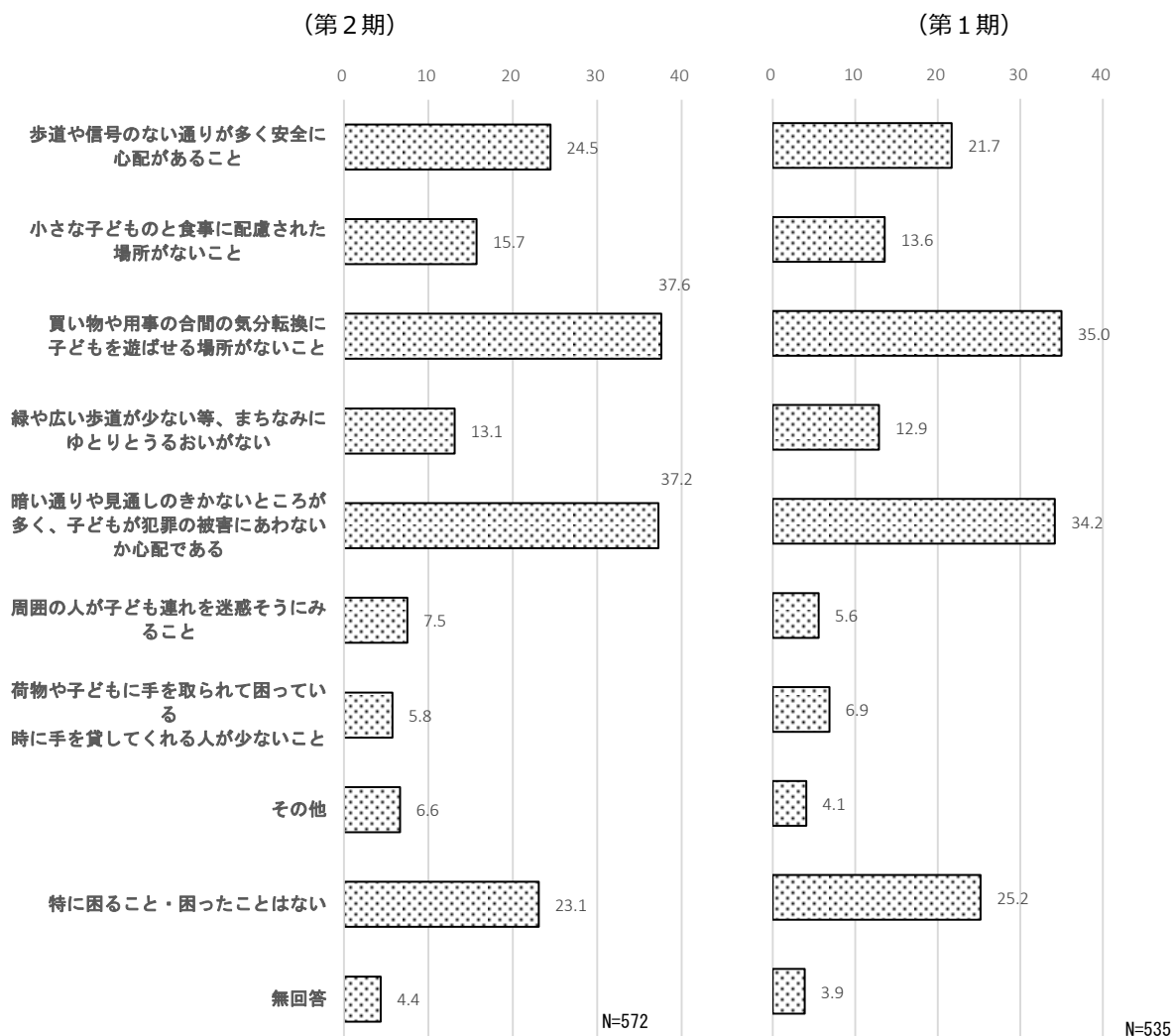
図表 5 1 あて名のお子さんについて、土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中、学童クラブの利用希望はありますか。（％）



## ⑦ 子どもとの外出の際に困ること

「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がないこと」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が上位を占めています。

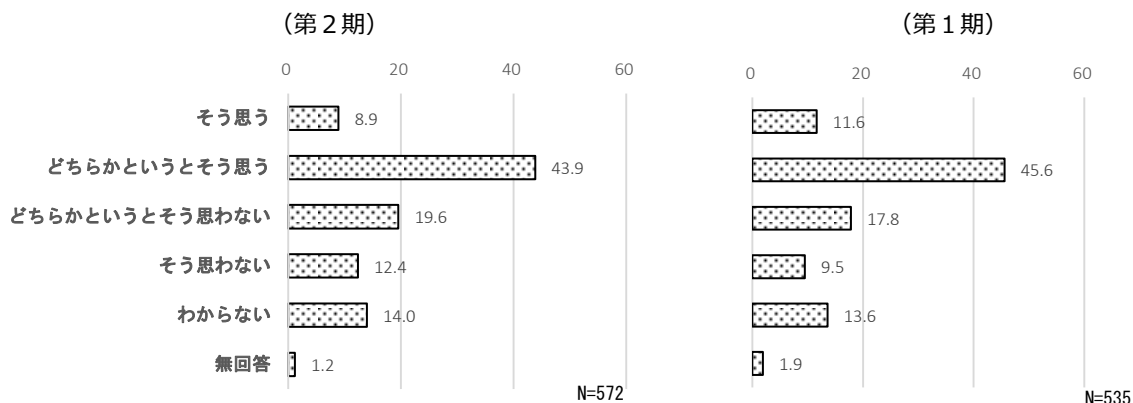
図表 52 子どもとの外出の際、困ること・困ったことは何ですか。(%)



## ⑧ 諫早市の子育て環境

諫早市は子育てしやすいまちだと思うと回答した人は 11.6%から 8.9%、「どちらかというと思う」と回答した人は 45.6%から 43.9%と減少し、「そう思わない」と回答した人は 9.5%から 12.4%、「どちらかというと思わない」と回答した人は 17.8%から 19.6%に増加しています。

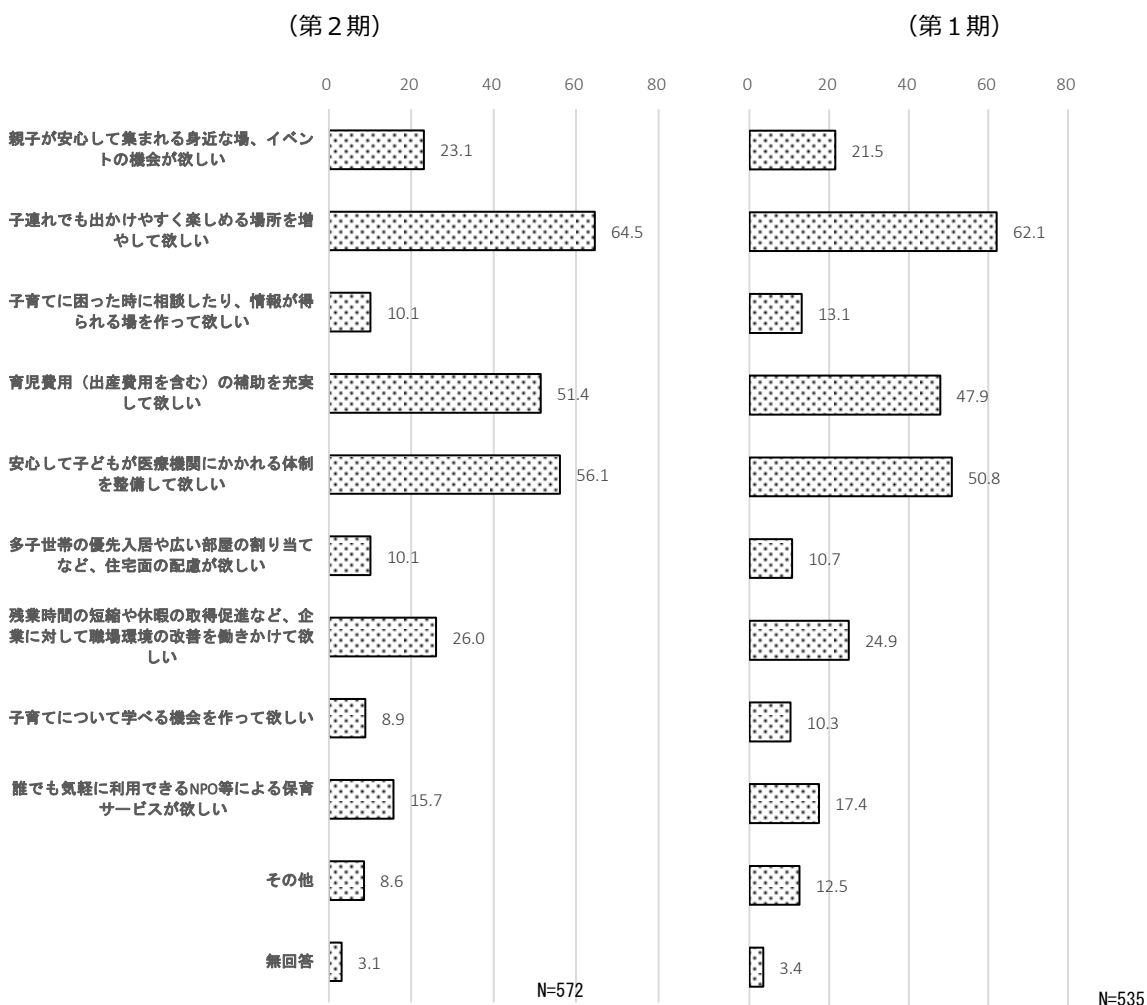
図表 5 3 諫早市は子育てしやすいまちだと思いますか。



⑨ 子育て支援に対する市への要望

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「育児費用(出産費用を含む)の補助を充実して欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」という意見が増加しています。

図表 5 4 市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。(%)



## 第3章 基本理念と体系

### 1. 基本理念

健やかな子どもを育む「子育て・子育て支援のまち」いさはや

子ども・子育て支援新制度は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族はもちろん、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障できる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを目的としています。この目的達成のため、第1期計画の理念を受け継ぎ、「健やかな子どもを育む『子育て・子育て支援のまち』いさはや」を基本理念に掲げます。

### 2. 基本目標

第1期諫早市子ども・子育て支援事業計画は、下記に挙げる3項目の基本目標を掲げ推進しました。

平成30年の、社会福祉法の一部改正に伴い地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことから、第1期計画の体系を踏襲しつつ、子どもと子育て家庭を取り巻く課題を、行政、地域社会がより一体となって解決していきます。

#### 【基本目標】

- ・ 健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくり（子どもへの視点）
- ・ 安心して産み育てることができるまちづくり（家庭（親）への視点）
- ・ 地域社会で子育てを支えるまちづくり（社会の視点）



### 3. 計画体系

#### 【基本理念】

健やかな子どもを育む「子育て・子育て応援のまち」いさはや

#### 【基本目標】

- 健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくり（子どもへの視点）
- 安心して産み育てることができるまちづくり（家庭（親）への視点）
- 地域社会で子育てを支えるまちづくり（社会の視点）

#### 【基本施策1】

幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援

#### 【基本施策2】

子どもの成長に合わせた子育て支援

#### 【基本施策3】

子育て家庭の親に対する成長支援

#### 【基本施策4】

地域社会で取り組む子育て活動の充実

#### 【基本施策5】

支援が必要な子どもと家庭のための支援

- (1) 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善
- (2) 地域子ども・子育て支援事業
- (3) 教育・保育の一体的提供
- (4) 幼・保・小連携の強化、小学校教育との円滑な接続
- (5) その他の子ども・子育て支援

- (1) 子どもの健康に対する支援
- (2) 他の子どもや大人たちとのふれあいによる成長支援

- (1) 子育て情報の提供及び相談支援
- (2) 親子で取り組む子育て・子育て支援

- (1) 地域のボランティアなどによる支援
- (2) 地域子ども教室との連携
- (3) 仕事と育児の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）
- (4) 安全・安心のまちづくり

- (1) 障害のある子ども等への支援
- (2) 経済的な支援
- (3) 子どもの権利を擁護するための支援
- (4) 関係機関との連携による支援

## 第4章 基本施策の展開

### 基本施策1 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的としています。この目的を達成するために、子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業などを実施することとされています。

諫早市は、一人ひとりの子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域子ども・子育て支援事業を実施するとともに、その他の子ども・子育てを支援します。

#### (1) 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定するとともに、質の改善も同時に進めることで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

取組	内容
量的拡充	子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善を図るため、教育・保育提供区域を設定し、地域ニーズに対応した適正な供給体制の確保を図ります。
質の改善	施設設備等による環境改善と併せて、幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験は重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが重要です。子どもの最善の利益を実現させるため、職員配置の充実や、職員の資質向上に向けた研修等の充実に努めます。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業

取組	内容
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）は、保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談、情報の提供など、乳幼児や保護者が相互の交流を行う事業です。諫早市内に現在7か所の子育て支援センターがありますが、利用者のニーズを把握しながら子育て支援の拠点として事業を推進していきます。

取組	内容
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。諫早市では、妊婦に対し14回の健診を行っており、今後も引き続き妊婦が安心して出産できるよう事業を推進していきます。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、保護者の様々な不安や悩みを聞き、適切な助言を行い、子育ての孤立化を防ぐことを目的とする事業です。諫早市では、現在も母子保健推進員などが対象となるすべての子育て家庭を訪問し、事業を行っており、子育て家庭の孤立化を防ぐため、今後も引き続き事業を推進していきます。
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。諫早市では、現在も事業を行っておりますが、今後は、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）とも連携し、子どもの適切な養育環境の確保を実施します。
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由や仕事その他の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、養育・保護を行う事業です。宿泊を伴うショートステイと平日の夜間又は休日に不在となった場合に行うトワイライトステイがあります。諫早市では現在3つの施設に事業を委託しており、今後も引き続き事業を実施します。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童の一時的な預かりや保育所などへの送迎等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、これらの援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。現在諫早市では実施しておりませんが、今後のニーズの高まりや様々な場面での市民の声などを参考に実施に向けて検討します。
一時預かり事業	一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。諫早市では、現在、保育所、認定こども園、幼稚園（施設型給付）等において一時預かり事業を実施しており、今後も、保護者のニーズに適切に対応した事業の実施に努めます。
延長保育事業	延長保育事業は、認定こども園、保育所を利用している子どもについて、通常の保育時間以外の時間において保育を実施する事業です。諫早市では、現在、保育所において事業を実施していますが、今後も保護者のニーズに適切に対応した事業の実施に努めます。
病児保育事業	病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもについて、家庭での保育が困難なときに、医療機関などの専用スペースで一時的に保育を行う事業です。諫早市では、現在2つの医療機関において事業を実施していますが、今後も保護者のニーズに適切に対応した事業の実施に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

取組	内容
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。諫早市では、現在市内小学校28校区のうち、送迎を含め27の校区で事業を実施しています。今後は全校区での事業の実施に努めるとともに、校区ごとのニーズ量に適切に対応していきます。 放課後児童健全育成事業は、諫早市が制定した設備と運営に関する基準条例に基づく適切な運営がされています。放課後児童クラブごとの児童の定員や施設の面積など条例で定めた基準を遵守など、児童の健全育成のための環境の整備に努めます。
副食費の施設に係る実費徴収に係る補足給付事業	子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園の給食代のうち、一定の条件を満たす世帯の児童に対する副食費（おかず代）に対する助成を行い、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減を図ります。

### （3）教育・保育の一体的提供

#### ① 保護者ニーズの多様化に考慮

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、また、保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。このような背景を踏まえれば、子育て家庭におけるニーズは子どもの数だけあるともいえます。

アンケート調査結果では、市に対して充実を図ってほしい子育て支援施策として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」（76.1%）、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」（63.5%）、「育児費用（出産費用を含む）の補助を充実して欲しい」（51.4%）、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」（41.8%）、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」（34.9%）など、子どもの遊び場、経済的な支援、保健・医療、ワーク・ライフ・バランスなど、多くの分野にわたって多様な声が寄せられています。

今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するために、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、そのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを行っていきます。

#### ② 教育・保育機能の充実

認定こども園は幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※ 幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられることとなりますが、本市においては、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図っていきます。

### ③ 事業者の意向を尊重

私立の教育・保育施設においては、施設運営上の事業者の考え方(建学の精神など)や教育・保育に対する方針があり、利用する保護者にはそれらの方針に対する共感もある点を考慮しなければいけません。私立の教育・保育施設の認定こども園への移行については、事業者の意向を尊重することを第一とします。

## (4) 幼・保・小連携の強化、小学校教育との円滑な接続

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

特に原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育を整備する際には、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要です。

また、いわゆる小1プロブレム※や中1ギャップ※といった、進学後に生じる問題をできるだけ小さくするために、教育・保育施設と小学校等が連携し、円滑な就学が出来るよう取り組んでいきます。

※ 「小1プロブレム」: 小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。

※ 「中1ギャップ」: 小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加したりする現象。

## (5) その他の子ども・子育て支援

取組	内容
休日保育(ホリデイ保育)事業の実施	休日(日曜、祝日)や年末(12月29日、30日)に保育を実施し、保護者の就労支援を行っています。今後も保護者のニーズを見ながら実施していきます。
子育てほっと週間の推進	諫早市保育会の主催で、園庭開放や独自メニューを実施しています。
各種手当等の支給	児童手当や乳幼児福祉医療費支給事業により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
子育てにかかる各種サービスの利用料金の軽減	子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、子育て支援のための各種サービスの利用料金について配慮していきます。
関係機関等との連携・協働の推進	関係機関との連携・協働を図り、子どもが健全に成長するための施策の実施に努めます。



## 基本施策2 子どもの成長に合わせた子育て支援

妊娠・出産・産じょく期の女性に対する支援は、良好な母子の愛着形成を促進していくものであり、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

アンケート調査結果によると、子育てに関して必要な情報として「医療や医療機関」(42.2%)、「子どもが病気の時の対処法」(37.0%)が上位に挙げられており、子どもに対する健康面の関心の高さが分かります。

正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理ができるよう、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制の下、適切な支援を行うことによって、妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保していきます。

### (1) 子どもの健康に対する支援

子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効です。そこで、予防接種に対する保護者等の理解を深め、高い予防接種率の維持に努めます。

妊娠中の母体および胎児の健康と、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。特に、喫煙は、早産や低出生体重児の出生、乳幼児突然死症候群、気管支炎、気管支喘息等の原因となるほか、たばこの誤飲、誤食などの事故にもつながりかねません。これらを防ぐため、たばこと喫煙の害についての知識の普及を図り禁煙支援についての情報提供に取り組みます。

また、子どもの病気や事故への速やかで適切な対処と、子どもの発育等で不安を抱える親自身の不安軽減のため、かかりつけ医を持つことを推奨し、加えて保護者自身も正しい知識を身に付けていただくよう継続的に啓発していきます。

取組	内容
切れ目ない乳幼児への保健対策の実施	子どもの順調な成長、発達を促進するためには、病気や発達の遅れを早期に発見し、適切な治療や訓練などを行うことは非常に重要です。乳幼児の健康や発達につなげるために、乳幼児健康診査の受診率向上や内容の充実を図ります。また、感染症に関する情報提供を行うとともに、予防接種の接種率の向上など感染症予防に努め、子どもの健やかな成長を支援します。
妊娠中の親に対する啓発	妊娠中の適切な体重増加や禁煙・禁酒の重要性、胎児の発育に必要な栄養摂取についての知識の普及や若い女性の不必要なダイエットの防止などの啓発に努め、低出生体重児の出生の抑制を図ります。
歯の健康づくりの支援	歯の健康は、乳幼児期、学童期のみならず、妊娠期や成人期にとっても重要な問題です。このため、各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行やかかりつけ歯科医の重要性など、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。また、県の「歯なまるスマイルプランⅡ」に基づく歯科疾患予防対策の推進や幼稚園・保育所等において実施する、子どものむし歯予防のための集団によるフッ化物洗口を支援します。
小児救急医療体制の充実	諫早市では、医師会など関係機関の協力により、休日の体制充実を図るとともに、夜間における小児救急患者へ対応するため「諫早市準夜診療センター」を開設しています。今後も引き続き休日や夜間での小児医療体制を充実し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

## (2) 他の子どもや大人たちとのふれあいによる成長支援

子どもの成長には、地域の様々な人との交流が欠かせません。同世代の子どもはもちろんのこと、世代を超えた交流によって、子どものこころの成長を支援していきます。

一方、子どもが思春期になれば、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動が現れることもあります。思春期の子どもたちがこれらの行動がもたらす結果について理解し、適切な対応を取ることができるようにするために、学校、家庭、地域が一体となって何が問題であり、どのような危険があるのかを教え、見守っていきます。

取組	内容
<p>さまざまな人たちとふれあう機会の推進</p>	<p>同年齢や異年齢による交流・ふれあいにより、子どものこころの成長を支援するため、小学校前から思春期の子どもに対して、学校教育や社会教育、地域活動などさまざまな機会をとらえ、交流機会の充実を図ります。</p> <p>また、常日頃から、子どもたちが高齢者や障害のある人とふれあうことにより、互いを認め合い、人を思いやる心の醸成やノーマライゼーションの普及並びに福祉意識の向上に努めます。</p>
<p>自然や地域の社会資源を活用した多様な体験活動の充実</p>	<p>海や山などの自然環境の中で様々な体験をすることは、子どもの健やかな成長にとって大変重要なことです。このため、海、山などに囲まれた豊かな自然環境や、こどもの城、国立諫早青少年自然の家など社会資源を有効に活用し、自然体験や自然学習、農林漁業体験、花づくり、動植物とのふれあいなど多様な体験活動や学びの機会の提供を充実します。</p>
<p>喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険性について啓発強化</p>	<p>学校、家庭、地域の連携により、思春期の子どもに対して、喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険性の啓発を強化します。</p>



## 基本施策3 子育て家庭の親に対する成長支援

アンケート調査結果からは、就学前児童の 5.4%、小学生の 10.1%はひとり親家庭であることが分かっています。

また、本市における世帯数は一貫して増加傾向にある一方、一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあり、いわゆる核家族世帯が増加していることがみとれます。

アンケート結果によると、子育てに関する悩みや不安を相談しているのは「配偶者」「親族(親・きょうだいなど)」(82.7%)、「隣近所の人、知人、友人」(53.4%)を挙げる人が圧倒的であることから、周囲に配偶者がいないひとり親家庭や、親族と同居していない核家族世帯、隣近所と十分な関係性を築けていない世帯は地域で孤立しやすいことが分かります。

困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぎ、「何かがあったとしても何とかできる」という安心感につながります。

現状では、子育てに関する悩みや不安の相談先として「市役所や市の機関」(1.2%)、「地域子育て支援センター」(5.8%)などの公的機関を挙げる人は相対的に低くなっていますが、子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで、あらゆる人や機関に寄り添って子育てしていると実感できるまちにしていきます。

### (1) 子育て情報の提供及び相談支援

取組	内容
切れ目ない妊産婦への保健対策の実施	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるように、健康診査、訪問指導、保健指導などの母子保健事業の充実を図ります。また、母子健康手帳交付時に、妊婦とその家族を対象に実施する両親学級の案内、妊娠期からの子育て支援の情報を一元化した子育て支援ガイドなどを配付し、子育てに関する情報提供に努めます。
妊娠・出産、子育てにかかる相談体制の充実	保健師や助産師が行う妊産婦訪問や養育支援訪問、母子保健推進員が行う乳児全戸訪問、妊婦・乳幼児の来所相談や電話相談など、妊娠期から切れ目ない相談体制の充実を図ります。

### (2) 親子で取り組む子育て・子育て支援

子どもが誕生した瞬間から、親は大きな責任と、親としての役割を背負うこととなります。子どもが成長する過程で多くの親も共に成長していきますが、一方で、育児放棄や虐待などが社会問題化していることも事実です。

子どもと共に試行錯誤を繰り返す中で成長していく若い親に対して完全さを求めるのではなく、周囲の人がさり気なく手を差し伸べることで優しく親の自立を助けることが大切です。そのことが、親の自己肯定感、ひいてはより良い親子関係を築くことにつながると考えます。

子育て・子育てを楽しみながら親子で取り組める環境づくりをするとともに、地域ぐるみで子育てしているという雰囲気醸成していきます。

取組	内容
親子の心のきずなづくりの推進	絵本などの読み語りを通じて、本に親しむ環境づくりを進め、親子のコミュニケーションを高めるとともに、子育てを楽しむ環境づくりを行うブックスタート事業を推進します。
親子の信頼関係の構築の推進	地域子育て支援センターでのNPプログラムや、こどもの城での大人のための子育て応援事業により、子育ての悩み・不安の解消を図り、親子の信頼関係の構築を推進します。

## 基本施策4 地域社会で取り組む子育て活動の充実

子育て中の親が地域ぐるみで子育てしていると実感しながら安心して暮らしていくためには、安全・安心が確保された上で、地域や職場の子育てに対する理解、協力が不可欠です。

一方、少子化傾向にある中で、子どもや子育て家庭を間近に見たり、自分が子育てに協力したりする機会が急速に減少していることで、子どもや子育て中の親子に対する接し方がよく分からないという市民も増えてきているようです。

あらゆる機会を通じて啓発に取り組み、地域全体で子育てする環境を構築していきます。

### (1) 地域のボランティアなどによる支援

地域の子どもや子育て家庭を巡る諸課題を解決するためには、行政等が行う「フォーマル・サービス」だけではなく、地域等が行う「インフォーマル・サービス」の重要性も高まります。

それら地域資源とのネットワークを構築し、子どもや子育て家庭をつなげることで、子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくっていきます。

取組	内容
民生委員・児童委員などによる相談・支援の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。
地域子育て支援センターや子育てサロンによる親子交流と子育て相談の充実	地域子育て支援センターや地区社会福祉協議会実施の子育てサロンなどの身近な場所で親子の交流を促進し、子育てに関する相談の充実を図ります。
子育てボランティアの養成・組織づくりと活動の推進	地域で子育てを支える担い手となる子育てボランティアを養成し、各地域の子育て支援センターにて活動することを推進します。また、ボランティアの情報や登録方法などの周知を図るとともに、子育てに携わる方のネットワークを構築し、今後の子育て支援に向けて取り組みます。

### (2) 地域子ども教室との連携

少子高齢化、核家族化、地域の連帯感の希薄化等に伴い、子どもたちの成長に必要な異年齢集団による体験活動や、地域の多様な大人との交流の機会が減少し、人間関係力の低下や、いじめ、不登校の問題等様々な課題が生じています。そこで教育委員会では、「地域による地域の子どもたちのための教室」と位置付け、子どもたちの健全育成はもとより、多様な人材の活用や育成等、地域教育力の向上を図ることを目的とする、「地域子ども教室」の拡充を推進しています。

家庭環境にかかわらず子ども同士の多様な仲間関係の形成を促すとともに、地域の大人との関わりを経験できる安全・安心な居場所づくりを進めるため、放課後児童クラブと地域子ども教室の連携を図っていきます。

### (3) 仕事と育児の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まっています。以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつあります。

一方、アンケート調査に回答した9割以上(91.2%)は母親であること、出産前後に 27.4%の母親が退職することなど、出産後も継続して仕事を続けることが困難である状況が見て取れます。

また、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が「あまりない」、「全くない」と回答した保護者は 20.3%存在しており、子どもと過ごす時間を確保することができない状況は、家族とのコミュニケーションが不足するだけでなく、夫婦で協力して子育てすることも困難になりかねません。

平成 30 年3月に策定した「第3次諫早市男女共同参画計画」と連携し、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境を整備するとともに、事業者や市民に対する啓発も併せて進めていきます。

### (4) 安全・安心のまちづくり

子どもが犠牲になる事件は後を絶たず、安心して子どもだけで外出させることが難しくなってきています。

令和元年警察白書によると、少年が被害者となった凶悪犯罪は減少傾向にあります。しかし、子どもが被害者である性質上、認知されていない事件があると考えられ、また、たとえ身体的な被害を受けなかったとしても、生涯にわたり子どもの心に深い傷を残すこともありえることを考えれば、深刻かつ緊急性の高い課題として継続的な取組をしていく必要があるといえます。

本市では、見守り活動や少年補導員による街頭補導、防犯、交通安全パトロールなどによって、様々な安全対策を行っています。今後も、学校、警察、各種団体等との連携を強化しながら、常に子どもの安全を気にかけて、地域で継続的に見守っていきます。

図表 55 少年が被害者となった凶悪犯及び粗暴犯の罪種別認知件数の推移（全国）

(件)

区分		年次					
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
凶 悪 犯	小計	967	905	769	632	673	760
	殺人	103	133	125	118	98	99
	強盗	305	261	203	155	126	120
	放火	3	5	9	2	7	2
	強制性交等	556	506	432	357	442	539
粗 暴 犯	小計	12,262	10,911	9,589	8,568	8,091	8,051
	暴行	5,394	5,035	4,635	4,251	3,972	4,037
	傷害	5,056	4,339	3,639	3,271	3,152	3,216
	脅迫	438	494	458	485	490	428
	恐喝	1,374	1,043	857	561	477	370

平成 30 年 / 平成 31 年警察白書

## 基本施策5 支援が必要な子どもと家庭のための支援

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもと子育て家庭に対して、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えていきます。

### (1) 障害のある子ども等への支援

心身の障害により、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、地域の障害児や障害児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要となります。障害があるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制を構築し、継続的に支援していきます。

平成27年に長崎県教育委員会が行った「通常の学級に在籍する発達障害があると思われる子どもに関する実態調査」によると、発達障害と思われる子ども(文部科学省のチェックリスト等に該当)の割合は7.6%となっています。

発達障害児数を統計的に把握することは容易ではありませんが、本市においても、LD(学習症)、ADHD(注意欠如多動症)、自閉スペクトラム症など、対象となる児童生徒が増加傾向にあると考えられます。対象となる障害種別が多様化、複雑化している状況にある中、一人ひとりの子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制を整えていきます。

取組	内容
障害のある子どもへの支援の充実	障害のある子どもの相談・支援体制の充実、ふれあいと交流の推進、保育所や放課後児童クラブでの受け入れ体制の充実など、関係機関との連携を図りながら、家庭や地域で安心して暮らせるよう施策の充実に努めます。

### (2) 経済的な支援

#### ① ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親に対する職業訓練支援などの就労支援のほか、児童扶養手当をはじめとする各種手当等の支給やひとり親家庭福祉医療費の支給、更には、保育、家事支援の子育て支援サービスを行うなど、ひとり親家庭の生活の自立のための相談体制の充実を図ります。

#### ② 子どもの貧困問題への対応

「長崎県子どもの生活に関する実態調査」(平成31年3月実施)では、調査結果に基づき、等価可処分所得 97.2 万円を貧困線と定め、その水準以上の家庭(I層)とそれ未満の家庭(II層)に区分し分析しています。

貧困線を下回る世帯(II層)は調査対象者の11.2%を占めています。経済的な理由によって「必要な食料品が買えなかった」と回答した割合は12.6%(I層は2.8%)、「電気・ガス・水道が止まった」と回答した割合は10.0%(I層は1.5%)、「医療機関を受信できなかった」と回答した人の割合は13.3%(I層は3.5%)となっているなど、経済状況が子どもの衣食住や健康面にも大きな影響を及ぼしていることが分かります。

報告書では、貧困によって「子どもだけで夜間に留守番をさせる割合」「朝食を食べる頻度」

「毎日の歯磨きの頻度」など、子どもの生活習慣にも有意な差がみられること、不規則な生活習慣が主観的健康観や学力にも影響を及ぼしていることが指摘されています。

生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが、生活困窮者の多くが社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたり、さらに、生活の困窮がネグレクト等の遠因になる可能性もあるため、慎重かつ適切に対応していきます。

### (3) 子どもの権利を擁護するための支援

平成元年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択され、わが国も平成6年にこの条約を批准しました。平成11年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)が、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、法的整備が進んでいます。

しかし、いじめをはじめとする人権侵害は今なお深刻な状況にあります。家庭での子育て、それを支える地域社会、さらには保育所での保育や幼稚園・学校における教育、これらを連携させながら、子どもの人権を守り、子どもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていかねばなりません。子どもに対しても、自分の権利を守るために毅然とした姿勢を取るべきことを教え、自分で自分の身が守れるようにしていくことも必要です。

虐待は、身体的自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。一方、虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、本市が把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応するために、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないよう、相談体制を一層充実させていきます。

取組	内容
障害のある子どもへの支援の充実(再掲)	障害のある子どもの相談・支援体制の充実、ふれあいと交流の推進、保育所や放課後児童クラブでの受け入れ体制の充実など、関係機関との連携を図りながら、家庭や地域で安心して暮らせるよう施策の充実に努めます。
児童虐待防止に向けた体制の充実	要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を開催するなど、関係機関と連携し、要保護児童の安全の確保と環境整備を支援し、組織的かつ専門的な対応を図ります。
DVに関する相談業務の充実	DV(ドメスティック・バイオレンス)に対応した相談窓口を充実させるとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。
悩みを抱える子どもの心のケアの充実	不登校や学校生活の悩みなどを抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図り、対象者の悩みやストレスの解消に努めます。

### (4) 関係機関との連携による支援

不登校や引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くあります。どのような課題に対しても迅速に適切な対応を取ることができるよう、体制を整えていきます。

取組	内容
専門支援に関して都道府県が行う施策との連携	障害、ひとり親家庭、児童虐待など特別な支援が必要な子どもに対応する施策など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、長崎県と積極的に連携を図り、諫早市の実情に応じた施策を関係機関とも調整しながら進めていきます。



## 第5章 教育・保育の量の見込みと確保の方策

### 1. 区域設定の考え方について

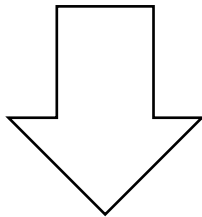
#### (1) 区域設定のポイント

##### ①国の基本指針

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることを基本とするが、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することが出来る。

##### ②諫早市保育計画における地域設定の基準

- ・「諫早市地域福祉計画」に定める「日常生活の基礎圏域（概ね中学校区）」を基本に、保護者の通勤状況（交通状況）や居住地などを考慮し設定する。



国の基本方針及び諫早市保育計画の地域設定の基準を踏まえ、次のような基準に基づき区域を設定する。

##### ③諫早市子ども・子育て支援事業計画における区域設定の基準

- ・教育の提供区域、保育の提供区域、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの提供区域はそれぞれの実情に応じた区域を設定する。
- ・保護者や子どもが利用しやすい範囲とし、利便性を確保することを考慮する。
- ・事業量を適切に見込み、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保できることを考慮する。
- ・保育の提供区域については、「諫早市地域福祉計画」に定める「日常生活圏域（概ね中学校区）」を基本に、保護者の通勤状況（交通状況）や居住地などを考慮し設定する。

## 2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定について

### (1) 教育の提供区域について

- ・既存の幼稚園が中央、西部に集中し、区域での偏りがある。
- ・送迎バスにより区域を越えた利用が行われている



市を1つの区域とする

### (2) 保育の提供区域について

#### 子ども・子育て支援事業計画 保育提供区域

##### 東部区域

- ・長田中学校区
- ・高来地域
- ・小長井地域

##### 中央区域

- ・諫早中学校区
- ・北諫早中学校区
- ・明峰中学校区

##### 西部区域

- ・西諫早中学校区
- ・真城中学校区
- ・多良見地域

##### 南部区域

- ・小野中学校区
- ・有喜中学校区
- ・森山地域
- ・飯盛地域

- ・各区域内が車で概ね20分程度の範囲であり、利用者の利便性は確保できる範囲と思われる
- ・区域内に複数の既存施設が存在し、既存施設を活用した供給体制の確保が可能と思われる



### (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、現在の事業の実施状況や、事業内容を踏まえて次のとおり設定を行います。

事業名	提供区域	区域設定の理由
利用者支援事業	全市 (1区域)	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域で対応する。
地域子育て支援拠点事業	全市 (1区域)	保育所併設の施設があることや、認定こども園で事業実施が行われるため市内全域で対応する。
妊婦健康診査事業	全市 (1区域)	健診は県内の医療機関で受診可能であり、市内で区域を設定して行う事業ではないため市内全域で対応する。
乳児家庭全戸訪問事業	全市 (1区域)	訪問型の事業であり、区域設定の必要がないため市内全域で対応する。
養育支援訪問事業	全市 (1区域)	児童相談所、保健所、医療機関との全市的な連携が必要であり、区域設定になじまないことから市内全域で対応する。
子育て短期支援事業	全市 (1区域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応する。
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	全市 (1区域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応する。
一時預かり事業	全市 (1区域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応する。
延長保育事業	保育の提供区域 (4区域)	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せない事業であるため保育と同じ4区域で対応する。
病児保育事業	全市 (1区域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応する。
放課後児童健全育成事業	小学校区 (28区域)	当該事業が「小学校区」を基本として行われていることから28区域とする。
副食費の施設による実費徴収に係る補足給付事業	全市 (1区域)	新制度未移行の幼稚園を利用する一定要件に該当する保護者に対する給付であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応する。



### 3. 保育の区域毎の量の見込みについて

教育・保育の提供については、計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量(見込み量)に対して提供する計画数(確保の方策)を表として示しています。

#### 教育・保育の「量の見込み」算出方法

国の示した作業の手引きに沿って算出しました。算出方法の概要は以下のとおりです。

$$\boxed{\text{就学前児童数推計 (人)}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型の算出 (\%)}} \times \boxed{\text{利用意向率の算出 (\%)}}$$

##### ① 就学前児童数の推計

計画期間中の就学前児童数を過去の実績値を基に推計

##### ② 「潜在家庭類型」を分類・算出

ニーズ調査をもとに、父母の配偶者の有無及び就労状況により分類した。「現在の家庭類型」に、母親の将来の就労意向等を反映し、「潜在家庭類型」の分類ごとの構成割合を算出

##### ③ 各家庭の教育・保育施設や地域型保育事業の利用意向率を算出

ニーズ調査の回答をもとに施設や事業の利用意向割合(率)を算出

##### ④ 「家庭類型別児童数」の算出

「就学前児童数(推計)」×「潜在家庭類型割合(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」

##### ⑤ 「量の見込み」の算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(%)」＝「量の見込み(人)」

#### 地域子ども・子育て支援事業の「見込み量」算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とする子どもの年齢、家庭類型などが異なりますが、基本的には上記と同様の考え方で算出方法が示されています。ただし、ニーズ調査では見込みが算出されない事業もあり、その場合は市で独自の推計を行っています。

#### 市町村ごとの検討

「幼児期の教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」のいずれも、計画策定にあたっては地域の実態等も鑑み市町村ごとに見込み量の設定を検討していくこととされています。

## 保育の区域毎の利用状況について

施設の所在区域と利用児童の居住区域の分布は下記のようになっています。

保育の利用については、保護者の勤め先に近い施設の利用を希望するなど、必ずしも、居住区域と利用施設の所在区域は一致しませんが、多くの方が、居住区域近くの施設利用を希望しており、児童数の多い、中央区域、西部区域の施設の利用希望率が高くなっています。

○施設所在区域と児童の住所区域分布 【平成 31 年 4 月 1 日時点】

(単位：人)

施設所在 区域	児童数 (A)	区域内利用希望率 (※) (単位：%)	児童の住所区域 (B)			
			東部	中央	西部	南部
東部	642	0.13	510	87	24	21
中央	1,580	0.39	50	1,230	218	82
西部	1,137	0.34	1	163	960	13
南部	640	0.14	12	83	24	521
広域	119	-	5	29	38	47
計	4,118	1.00	578	1,592	1,264	684

(※)全児童数(A)に対する、その区域に所在する施設の利用希望割合

## 諫早市全体の保育の量の見込み

諫早市全体の保育の量の見込みは、ニーズ調査の結果、下記のようになっています。

(単位：人)

量の見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
2号認定①	168	164	162	158	157
2号認定②	2,237	2,192	2,165	2,106	2,094
2号計	2,405	2,356	2,327	2,264	2,251
3号認定0歳	497	495	492	489	487
3号認定1～2歳	1,329	1,322	1,314	1,307	1,300
3号計	1,826	1,817	1,806	1,796	1,787
合計	4,231	4,173	4,133	4,060	4,038

この見込み量を平成31年4月1日の区域毎の利用希望率で按分を行い、区域毎の量の見込みを算出し、対応する確保の方策の検討を行います。

(単位：人)

量の見込み		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
2号 計	東部	312	306	302	294	292
	中央	937	918	907	882	877
	西部	817	801	791	769	765
	南部	339	331	327	319	317
	計	2,405	2,356	2,327	2,264	2,251
3号 0歳	東部	64	64	63	63	63
	中央	193	193	191	190	189
	西部	168	168	167	166	165
	南部	72	70	71	70	70
	計	497	495	492	489	487
3号 1,2歳	東部	172	171	170	169	169
	中央	518	515	512	509	507
	西部	451	449	446	444	442
	南部	188	187	186	185	182
	計	1,329	1,322	1,314	1,307	1,300
計	東部	548	541	535	526	524
	中央	1,648	1,626	1,610	1,581	1,573
	西部	1,436	1,418	1,404	1,379	1,372
	南部	599	588	584	574	569
	計	4,231	4,173	4,133	4,060	4,038

## 4. 量の見込みと確保の方策について

### 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。(子ども・子育て支援法 19 条等)

第1期計画では、3歳から5歳の共働き家庭等で幼稚園の利用を希望する場合を2号①とし、教育ニーズとして整理し、それ以外の3歳から5歳の共働き家庭等を2号②とし、保育ニーズとして計画を策定しましたが、認定こども園の増加により、教育と保育の両方の機能を備える施設が増えたこと、また、実務上では、2号①も2号②も2号認定であるため、第2期計画では、3歳から5歳の共働き家庭等については、すべて2号で保育ニーズとして整理し、確保の方策を策定します。

対象年齢	認定区分	第1期計画			第2期計画		
		ニーズ	利用する施設	計画上の認定区分	ニーズ	利用する施設	計画上の認定区分
3～5歳	1号 保育の必要性なし (教育のみ)	教育	幼稚園 認定こども園(1号)	1号 <専業主婦(夫)家庭>	教育	幼稚園 認定こども園(1号)	1号 <専業主婦(夫)家庭>
	2号 保育の必要性あり		保育所 認定こども園 幼稚園の預かり保育	2号① <共働き家庭等で幼稚園を利用> 2号② <共働き家庭等で保育所を利用>		保育	保育所 認定こども園(2号) 幼稚園の預かり保育
0～2歳	3号 保育の必要性あり	保育	保育所 認定こども園(保育所)	3号 <共働き家庭等>			保育所 認定こども園(3号) 認可外保育施設等

### 教育・保育の量の見込みと確保の方策

1号認定(教育の提供): 1区域

1号認定(教育の提供): 1区域

(単位: 人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		1号	1号	1号	1号	1号
① 見込み量		1,077	1,055	1,042	1,014	1,008
確保の方策	確認を受ける幼稚園・認定こども園	885	885	885	885	885
	確認を受けない幼稚園	510	510	510	510	510
	② 合計	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395
②-①		318	340	353	381	387

#### 計画期間中の施設数

令和2年度	確認を受ける幼稚園	4施設
	確認を受けない幼稚園	3施設
	幼稚園型認定こども園	3施設
	幼稚園型以外の認定こども園	9施設

2号認定/3号認定(保育の提供):4区域

東部区域(長田中学校区・高来地域・小長井地域)

(単位:人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		2号	2号	2号	2号	2号	
① 見込み量		312	306	302	294	292	
確保の方策	既存施設	保育園・認定こども園	428	423	423	413	403
		幼稚園(認定こども園除く)の預かり保育	0	0	0	0	0
		認可外保育施設等	0	0	0	0	0
		定員調整	△ 5		△ 10	△ 10	△ 10
		小計	423	423	413	403	393
	施設の新設等	0	0	0	0	0	
	② 確保の方策	423	423	413	403	393	
前年増減		△ 5	0	△ 10	△ 10	△ 10	
②-①		111	117	111	109	101	

(単位:人)

		令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			
		3号			3号			3号			3号			3号			
		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		
① 見込み量		236	172	64	235	171	64	233	170	63	232	169	63	232	169	63	
確保の方策	既存施設	保育園・認定こども園	252	193	59	257	193	64	257	193	64	257	193	64	257	193	64
		認可外保育施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		定員調整	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	257	193	64	257	193	64	257	193	64	257	193	64	257	193	64
	施設の新設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	② 確保の方策	257	193	64	257	193	64	257	193	64	257	193	64	257	193	64	
	前年増減	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①		21	21	0	22	22	0	24	23	1	25	24	1	25	24	1	

(単位:人)

	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号
①量の見込み	548	312	236	541	306	235	535	302	233	526	294	232	524	292	232
②確保の方策	680	423	257	680	423	257	670	413	257	660	403	257	650	393	257
②-①	132	111	21	139	117	22	135	111	24	134	109	25	126	101	25

計画期間中の施設数・定員計画

令和2年度 保育所 8 施設  
 認定こども園 4 施設  
 幼稚園 0 施設  
 認可外保育施設等 0 施設  
 既存施設の定員調整による3号定員の確保 (2号定員 - 5人 → 3号定員 + 5人)  
 令和4~6年度まで 東部定員の減 (東部2号定員 - 30人)

計画期間中に既存施設の定員を調整し施設定員の適正化を図ります。

中央区域(諫早中学校区、北諫早中学校区、明峰中学校区)

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		2号	2号	2号	2号	2号	
① 見込み量		937	918	907	882	877	
確保の方策	既存施設	保育園・認定こども園	904	931	926	921	916
		幼稚園(認定こども園除く)の預かり保育	70	70	70	70	70
		認可外保育施設等	4	4	4	4	4
		定員調整	△5	△5	△5	△5	
		小計	973	1,000	995	990	990
	施設の新設等	32	0	0	0	0	
	② 確保の方策	1,005	1,000	995	990	990	
前年増減			△5	△5	△5	0	
②-①		68	82	88	108	113	

(単位：人)

		令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			
		3号			3号			3号			3号			3号			
		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		
① 見込み量		711	518	193	708	515	193	703	512	191	699	509	190	696	507	189	
確保の方策	既存施設	保育園・認定こども園	597	459	138	645	488	157	655	493	162	670	498	172	695	508	187
		認可外保育施設等	5	3	2	5	3	2	5	3	2	5	3	2	5	3	2
		定員調整	20	10	10	10	5	5	15	5	10	25	10	15	0	0	0
		小計	622	472	150	660	496	164	675	501	174	700	511	189	700	511	189
	施設の新設等	28	19	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	② 確保の方策	650	491	159	660	496	164	675	501	174	700	511	189	700	511	189	
	前年増減					10	5	5	15	5	10	25	10	15	5	0	0
②-①		△61	△27	△34	△48	△19	△29	△28	△11	△17	1	2	△1	4	4	0	

(単位：人)

	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号
①量の見込み	1,648	937	711	1,626	918	708	1,610	907	703	1,581	882	699	1,573	877	696
②確保の方策	1,655	1,005	650	1,660	1,000	660	1,670	995	675	1,690	990	700	1,690	990	700
②-①	7	68	△61	34	82	△48	60	88	△28	109	108	1	117	113	4

計画期間中の施設数・定員計画

令和2年度	保育所	15	施設
	認定こども園	4	施設
	幼稚園	2	施設
	認可外保育施設等	1	施設
	新設保育所	1	施設(定員60人:2号32人、3号28人)
令和2年度～5年度	既存施設の定員調整による3号定員の確保(2号定員 -20人 → 3号定員 +20人)		
	既存施設の定員増による3号定員の確保(3号定員 +50人)		
計画期間中に既存施設の定員を調整し、3号定員の確保を図ります。			

西部区域(西諫早中学校区、真城中学校区、多良見地域)

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		2号	2号	2号	2号	2号	
① 見込み量		817	801	791	769	765	
確保の方策	既存施設	保育園・認定こども園	641	641	686	686	686
		幼稚園(認定こども園除く) の預かり保育	110	110	110	110	110
		認可外保育施設等	13	13	13	13	13
		定員調整	0	0	0	0	0
		小計	764	764	809	809	809
	施設の新設等	0	0	45	0	0	
	② 確保の方策	764	764	809	809	809	
前年増減			0	45	0	0	
②-①		△53	△37	18	40	44	

(単位：人)

		令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			
		3号			3号			3号			3号			3号			
		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		
① 見込み量		619	451	168	617	449	168	613	446	167	610	444	166	607	442	165	
確保の方策	既存施設	保育園・認定こども園	447	352	95	467	362	105	487	372	115	552	412	140	572	422	150
		認可外保育施設等	12	8	4	12	8	4	12	8	4	12	8	4	12	8	4
		定員調整	20	10	10	20	10	10	20	10	10	20	10	10	30	15	15
		小計	479	370	109	499	380	119	519	390	129	584	430	154	614	445	169
	施設の新設等	0	0	0	0	0	0	0	30	15	0	0	0	0	0	0	
	② 確保の方策	479	370	109	499	380	119	519	420	144	584	430	154	614	445	169	
	前年増減					20	10	10	20	40	25	65	10	10	42	15	15
②-①		△140	△81	△59	△118	△69	△49	△94	△26	△23	△26	△14	△12	7	3	4	

(単位：人)

	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号
①量の見込み	1,436	817	619	1,418	801	617	1,404	791	613	1,379	769	610	1,372	765	607
②確保の方策	1,243	764	479	1,308	809	499	1,328	809	519	1,393	809	584	1,423	809	614
②-①	△193	△53	△140	△110	8	△118	△76	18	△94	14	40	△26	51	44	7

計画期間中の施設数・定員計画

令和2年度	保育所	15	施設
	認定こども園	2	施設
	幼稚園	3	施設
	認可外保育施設等	1	施設
令和4年度	新設保育所	1	施設(定員90人:2号45人、3号45人)
令和2年度～6年度	既存施設の定員増による3号定員の確保	(3号定員 +110)	
	既存施設の定員調整による3号定員の確保	(2号定員 -20 → 3号定員 +20)	
計画期間中に新設保育所を1施設整備し、既存施設の3号定員の増により施設の確保を図ります。			

南部区域(小野中学校区、有喜中学校区・森山地域、飯盛地域)

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
		2号	2号	2号	2号	2号	
① 見込み量		339	331	327	319	317	
確保の方策	既存施設	保育園・認定こども園	403	398	398	398	398
		幼稚園(認定こども園除く)の預かり保育	0	0	0	0	0
		認可外保育施設等	19	19	19	19	19
		定員調整	△5				
		小計	417	417	417	417	417
	施設の新設等	0	0	0	0	0	
	② 確保の方策	417	417	417	417	417	
前年増減			0	0	0	0	
②-①		78	86	90	98	100	

(単位：人)

		令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			
		3号			3号			3号			3号			3号			
		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		1,2歳	0歳		
① 見込み量		260	188	72	257	187	70	257	186	71	255	185	70	252	182	70	
確保の方策	既存施設	保育園・認定こども園	237	179	58	242	179	63	242	179	63	242	179	63	242	179	63
		認可外保育施設等	23	16	7	23	16	7	23	16	7	23	16	7	23	16	7
		定員調整	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	265	195	70	265	195	70	265	195	70	265	195	70	265	195	70
	施設の新設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	② 確保の方策	265	195	70	265	195	70	265	195	70	265	195	70	265	195	70	
	前年増減				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①		5	7	△2	8	8	0	8	9	△1	10	10	0	13	13	0	

(単位：人)

	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号
①量の見込み	599	339	260	588	331	257	584	327	257	574	319	255	569	317	252
②確保の方策	682	417	265	682	417	265	682	417	265	682	417	265	682	417	265
②-①	83	78	5	94	86	8	98	90	8	108	98	10	113	100	13

計画期間中の施設数・定員計画

令和2年度	保育所	7	施設
	認定こども園	2	施設
	幼稚園	0	施設
	認可外保育施設等	3	施設
既存施設の定員調整による3号定員の確保 (2号定員 -5 → 3号定員 +5)			

計画期間中に既存施設の定員を調整し、3号定員の確保を図ります。



諫早市全体

(単位：人)

	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号	計	2号	3号
①量の見込み	4,231	2,405	1,826	4,173	2,356	1,817	4,133	2,327	1,806	4,060	2,264	1,796	4,038	2,251	1,787
②確保の方策	4,260	2,609	1,651	4,330	2,649	1,681	4,350	2,634	1,716	4,425	2,619	1,806	4,445	2,609	1,836
②-①	29	204	△175	157	293	△136	217	307	△90	365	355	10	407	358	49

## 地域子ども・子育て支援事業の提供

### ① 利用者支援事業：1区域

#### 【事業内容】

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

#### 【現況・確保の方策】

令和2年中に開所を予定している(仮称)子ども・子育て総合センターで、利用者支援事業(母子保健型、基本型)を実施し、妊娠期から子育て期の切れ目のない総合的な子育て支援体制の構築を行い、子育て支援の充実を図ります。

市内全域	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策(実施箇所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### ② 地域子育て支援拠点事業：1区域

#### 【事業内容】

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

#### 【見込み量】

ニーズ調査の数値を量の見込みとして採用しました。

#### 【現況・確保の方策】

平成30年度の述べ利用数は39,722人(約3,310人/月)で、量の見込みを超える利用があるため、現状の実施箇所数を確保の方策とします。

現在、7か所(東部1か所、中央3か所、西部2か所、南部1か所)で事業を行っております。

今後は、認定こども園が行う定期的な子育て支援事業の充実、認定こども園と既存の地域子育て支援拠点事業との連携を図り、子育て中の親子の支援を行っていきます。

市内全域	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	3,237人/月	3,219人/月	3,202人/月	3,184人/月	3,168人/月
確保の方策	3,237人/月	3,219人/月	3,202人/月	3,184人/月	3,168人/月
実施箇所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

### ③ 妊婦健康診査事業：1区域

#### 【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【見込み量】

計画期間中各年度の0歳児推計人口を見込み量とします。

#### 【現況・確保の方策】

県内のほとんどの医療機関で受診可能です。妊婦健診の周知を図り、当該年度の推計出生数の100%を確保策として設定しています。

市内全域		単位：人／年				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	1,087	1,081	1,075	1,069	1,063	
確保の方策	1,087	1,081	1,075	1,069	1,063	

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業：1区域

#### 【事業内容】

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

#### 【見込み量】

計画期間中各年度の0歳児推計人口を見込み量とします。

#### 【現況・確保の方策】

推計出生児童数の全数を訪問するため推計出生数と同数を確保の方策としています。

市内全域		単位：人／年				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	1,087	1,081	1,075	1,069	1,063	
確保の方策	1,087	1,081	1,075	1,069	1,063	

⑤ 養育支援訪問事業：1区域

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

【見込み量】

過去の実績、平成 27 年度 29 人、平成 28 年度 28 人、平成 29 年度 29 人、平成 30 年度 30 人となっており、毎年、30 人程度の訪問を行っているため、見込み量を 30 人とします。

【現況・確保の方策】

過去の実績から見て現在の体制で供給可能と考えられるため、確保策は見込みの 100%を設定しています。

市内全域		単位：人／年				
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
量の見込み	30	30	30	30	30	
確保の方策	30	30	30	30	30	

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)：1区域

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量】

過去の実績は平成 27 年度 87 人、平成 28 年度 65 人、平成 29 年度 10 人、平成 30 年度 34 人となっております。4 年間の平均値である 49 人を見込み量とします。

【現況・確保の方策】

現在、3施設で事業を行っており、現状の施設で事業量の確保が可能であるため、見込み量と同数を確保の方策としています。

市内全域		単位：人／年				
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
量の見込み	49	49	49	49	49	
確保の方策	49	49	49	49	49	

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業):1区域

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量】

ニーズ調査の数値を量の見込みとします。

【現況・確保の方策】

第2期計画の調査でも一定のニーズがあり、利用を望む保護者がいるため、実施していきます。

市内全域	単位：人／年				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（低学年）	65	64	63	62	61
量の見込み（高学年）	31	31	30	30	29
量の見込み（計）	96	95	93	92	90
確保の方策	96	95	93	92	90
実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑧ 一時預かり事業：1区域

【事業内容】

幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【見込み量】

ニーズ調査の数値を量の見込みとします。

【現況・確保の方策】

私立幼稚園では、保育の必要性の有無に関わらず、教育時間終了後の預かり保育を実施しています。認定こども園においては、1号認定児童の教育時間終了後の預かり保育の対応も行っています。

幼稚園の在園児対象とした定期的な一時預かりの利用については、幼稚園を希望する2号認定児童で、幼稚園型認定こども園の2号認定により対応を行っています。その他の不定期な一時預かりについては、保育所や認定こども園で対応を行い、市全体として量の見込みに対応する確保ができているため、量の見込みと同数を確保の方策とします。

市内全域		単位：人／年					
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定）	7,633	7,480	7,385	7,184	7,145	【対応施設】 幼稚園の預かり
	（1日あたり）	（約35人）	（約34人）	（約34人）	（約33人）	（約32人）	
	幼稚園の在園児を対象とした定期的な利用（2号認定）	42,559	41,704	42,274	40,055	39,838	【対応施設】 幼稚園の預かり 幼稚園型こども園 2号
	（1日あたり）	（約170人）	（約167人）	（約169人）	（約160人）	（約159人）	
	上記対象者以外の利用	7,543	7,573	7,565	7,626	7,587	【対応施設】 非在園児の預かり 保育実施施設
	（1日あたり）	（約30人）	（約30人）	（約30人）	（約31人）	（約30人）	
確保の方策	一時預かり事業（1号認定）	7,633	7,480	7,385	7,184	7,145	
	（1日あたり）	（約35人）	（約34人）	（約34人）	（約33人）	（約32人）	
	一時預かり事業（2号認定）	42,559	41,704	42,274	40,055	39,838	
	（1日あたり）	（約170人）	（約167人）	（約169人）	（約160人）	（約159人）	
	一時預かり事業（上記以外）	7,543	7,573	7,565	7,626	7,587	
	（1日あたり）	（約30人）	（約30人）	（約30人）	（約31人）	（約30人）	

⑨ 延長保育事業(時間外保育):4区域

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園が、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。

【見込み量】

ニーズ調査の数値を市全体の量の見込みとします。

区域毎の見込み数は、保育の量の見込みと同様に、平成31年4月1日の区域内利用希望率により按分しました。

【現況・確保の方策】

現在、市内57施設中53施設(東部区域12施設、中央区域16施設、西部区域17施設、南部区域8施設)が延長保育事業を行っています。

既存の施設の定員内であり、また、認可保育所の新設により、実施施設の増も見込まれるため、事業量の確保が可能であると見込み、量の見込みと同数を確保の方策としています。

東部区域 (長田中学校区・高来地域・小長井地域)					単位:人/月
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	257	254	251	247	246
確保の方策	257	254	251	247	246

中央区域 (諫早中学校区、北諫早中学校区、明峰中学校区)					単位:人/月
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	772	762	755	742	738
確保の方策	772	762	755	742	738

西部区域 (西諫早中学校区、真城中学校区、多良見地域)					単位:人/月
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	673人	664人	658人	647人	643
確保の方策	673人	664人	658人	647人	643

南部区域 (小野中学校区、有喜中学校区・森山地域、飯盛地域)					単位:人/月
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	278	274	272	268	267
確保の方策	278	274	272	268	267

市全体 (東部+中央+西部+南部)					単位:人/月
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1,980	1,954	1,936	1,904	1,894
確保の方策	1,980	1,954	1,936	1,904	1,894

⑩ 病児保育事業：1区域

【事業内容】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

【見込み量】

ニーズ調査の結果を見込み量とします。

【現況・確保の方策】

現在、2医院へ事業を委託し、それぞれの定員は8人、6人の計14人となっております。ニーズ調査で算出した量の見込みが2施設の定員を下回っており、見込み量を上回る確保が出来ているため、量の見込みと同数を確保の方策としています。

市内全域		単位：人／年				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
量の見込み	3,059	3,019	2,991	2,941	2,926	
(1日あたり)	(約12人)	(約12人)	(約12人)	(約12人)	(約12人)	
確保の方策	3,059	3,019	2,991	2,941	2,926	
(1日あたり)	(約12人)	(約12人)	(約12人)	(約12人)	(約12人)	



⑪ 放課後児童健全育成事業:28 区域

【事業内容】

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

【見込み量】

現在の利用状況及び利用率、各学校の児童数から校区毎の量の見込みを算出しました。

【現況・確保の方策】

令和4年度までに量の見込みに応じた施設の確保を行います。量の見込みの少ない校区については、近隣の校区への送迎支援で対応を行います。

単位：人／日

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
<b>市内全体</b>	現在の箇所数 44 箇所				
量の見込み	1,968	1,950	1,921	1,915	1,876
確保の方策	1,922	1,915	1,905	1,900	1,862
実施箇所	48 箇所	49 箇所	51 箇所	51 箇所	51 箇所
<b>(1) 諫早小学校区</b>	現在の箇所数 2 箇所				
量の見込み	98	95	95	97	98
確保の方策	98	95	95	97	98
実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
<b>(2) 北諫早小学校区</b>	現在の箇所数 5 箇所				
量の見込み	198	195	188	186	184
確保の方策	198	195	188	186	184
実施箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
<b>(3) 上諫早小学校区</b>	現在の箇所数 0 箇所				
量の見込み	17	16	16	15	15
確保の方策	(17)	(16)	(16)	(15)	(15)
実施箇所	北諫早小学校区への送迎				
<b>(4) 小野小学校区</b>	現在の箇所数 1 箇所				
量の見込み	42	41	41	42	42
確保の方策	42	41	41	42	42
実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
<b>(5)有喜小学校区</b>	現在の箇所数 1か所				
量の見込み	40	42	40	39	32
確保の方策	40	42	40	39	32
実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
<b>(6)真津山小学校区</b>	現在の箇所数 6か所				
量の見込み	256	268	279	282	291
確保の方策	256	268	279	282	291
実施箇所	6か所	6か所	7か所	7か所	7か所
<b>(7)本野小学校区</b>	現在の箇所数 0か所				
量の見込み	16	16	16	15	14
確保の方策	0	0	0	0	0
実施箇所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
<b>(8)長田小学校区</b>	現在の箇所数 1か所				
量の見込み	76	76	76	74	73
確保の方策	76	76	76	74	73
実施箇所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
<b>(9)小栗小学校区</b>	現在の箇所数 2か所				
量の見込み	108	102	100	102	99
確保の方策	108	102	100	102	99
実施箇所	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所
<b>(10)真崎小学校区</b>	現在の箇所数 1か所				
量の見込み	27	26	25	23	22
確保の方策	27	26	25	23	22
実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
<b>(11)みはる台小学校区</b>	現在の箇所数 1か所				
量の見込み	49	49	45	46	44
確保の方策	49	49	45	46	44
実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
<b>(12)御館山小学校区</b>	現在の箇所数 3か所				
量の見込み	143	140	137	134	130
確保の方策	135	140	137	134	130
実施箇所	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
<b>(13)上山小学校区</b>	現在の箇所数 3か所				
量の見込み	123	126	123	121	113
確保の方策	123	126	123	121	113
実施箇所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
<b>(14)西諫早小学校区</b>	現在の箇所数 2 か所				
量の見込み	109	105	99	103	99
確保の方策	109	105	99	103	99
実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
<b>(15)真城小学校区</b>	現在の箇所数 3 か所				
量の見込み	108	96	95	93	85
確保の方策	108	96	95	93	85
実施箇所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
<b>(16)喜々津小学校区</b>	現在の箇所数 4 か所				
量の見込み	185	186	192	194	199
確保の方策	185	186	192	194	199
実施箇所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
<b>(17)喜々津東小学校区</b>	現在の箇所数 1 か所				
量の見込み	67	71	70	72	73
確保の方策	67	71	70	72	73
実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
<b>(18)伊木力小学校区</b>	現在の箇所数 1 か所				
量の見込み	20	20	19	18	19
確保の方策	20	20	19	18	19
実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
<b>(19)大草小学校区</b>	現在の箇所数 0 か所				
量の見込み	6	6	6	5	4
確保の方策	(6)	(6)	(6)	(5)	(4)
実施箇所	伊木力小学校区への送迎				
<b>(20)森山西小学校区</b>	現在の箇所数 1 か所				
量の見込み	51	50	45	45	39
確保の方策	51	50	45	45	39
実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
<b>(21)森山東小学校区</b>	現在の箇所数 1 か所				
量の見込み	29	29	28	29	27
確保の方策	29	29	28	29	27
実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
<b>(22)飯盛東小学校区</b>	現在の箇所数 1 か所				
量の見込み	38	38	36	37	36
確保の方策	38	38	36	37	36
実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
<b>(23) 飯盛西小学校区</b>	現在の箇所数 0 か所				
量の見込み	13	13	13	14	13
確保の方策	(13)	(13)	(13)	(14)	(13)
実施箇所	飯盛東小学校区への送迎				
<b>(24) 高来西小学校区</b>	現在の箇所数 0 か所				
量の見込み	42	40	37	35	33
確保の方策	42	40	37	35	33
実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
<b>(25) 湯江小学校区</b>	現在の箇所数 1 か所				
量の見込み	41	39	38	36	35
確保の方策	41	39	38	38	35
実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
<b>(26) 長里小学校区</b>	現在の箇所数 1 か所				
量の見込み	8	9	7	9	8
確保の方策	8	9	7	9	8
実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
<b>(27) 小長井小学校区</b>	現在の箇所数 1 か所				
量の見込み	28	26	26	23	23
確保の方策	28	26	26	23	23
実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
<b>(28) 遠竹小学校区</b>	現在の箇所数 1 か所				
量の見込み	4	5	5	4	4
確保の方策	4	5	5	4	4
実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

**⑫ 副食費の施設による実費徴収に係る補足給付事業：1区域**

**【事業内容】**

子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園の給食代のうち、一定の条件を満たす世帯の児童に対する副食費(おかず代)に対する助成を行い、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減を図る事業です。

**【見込み量】**

令和元年10月から開始した事業で、アンケート調査等による量の見込みの算出は行っていません。

**【現況・確保の方策】**

施設の代理受領による申請を基本とし、保護者の利便性等を考慮しながら、条件に該当する世帯に対して、確実に給付を行います。

## 5. 幼児教育・保育の一体的提供と体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能や特長をあわせ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては、今後、子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

### (2) 就学前教育・保育の質の向上に向けた取組

子ども・子育て支援法では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や、質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど、教育・保育現場のさらなる質の向上に向けた取組を引き続き行います。

### (3) 就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

認定こども園・幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達には、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、今後も就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に努めていきます。

## 6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

子ども・子育て支援法の一部改正により令和元年10月から創設された子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮し、償還払いを前提としつつ、代理受領の方法について検討するものとします。

子育てのための施設等利用給付の認定手続については、利用施設における取りまとめを依頼することにより、申請漏れや二重申請の回避に取り組みます。

なお、給付の実施回数については、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等における運営に支障が生じないように給付の時期についても配慮するものとします。

預かり保育事業や認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付の請求・支払については、過誤請求や未払いの防止のため、当該利用者が主に利用している施設の協力を得て、施設での取りまとめを依頼するものとします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく企業や関係団体が連携しながら進めていくことが重要です。

#### (1) 市内の体制

施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。また、職員は子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めるよう努めます。

#### (2) 市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

#### (3) 国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。

## 2. 計画の達成状況の点検・評価

### (1) 子ども・子育て部会の運営

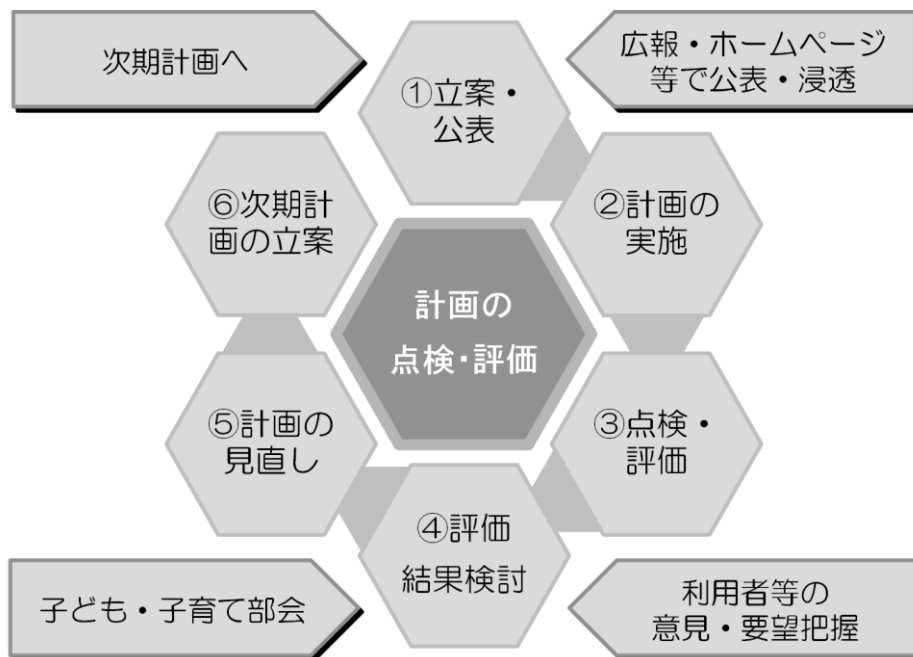
計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て部会で協議しながら、事業の見直しを含めた着実な推進を図ります。

### (2) 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での紹介などを行い、取り組みや事業の内容等につき市民への浸透を図ります。

また、実施事業や様々な活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

#### ◆ 計画の達成状況の点検・評価におけるサイクル



# 参考資料

## 1. 第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画策定経緯

期日	内容
平成30年11月21日	平成30年度第1回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画について
平成31年1月7日～ 平成31年1月21日	諫早市 子ども・子育て 支援に関する ニーズ調査 ・就学前児童保護者 2,096 通 (回答率 60.0%) ・小学生児童保護者 904 通 (回答率 64.0%)
平成31年3月25日	平成30年度第2回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査結果について ・第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画の量の見込み(案)について ・第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画の計画(骨子案)について
令和元年8月29日	令和元年度第1回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保の方策について
令和元年11月7日	令和元年度第2回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和元年11月29日～ 令和元年12月16日	第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画(素案)パブリック・コメント実施
令和2年1月29日	令和元年度第3回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画(素案)について



## 2. 諫早市健康福祉審議会条例

平成17年3月1日 条例第146号

(設置)

第1条 市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実を図るため、市長の附属機関として、諫早市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 諫早市における健康、福祉、医療の各分野に関する基本計画及び実施計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する各分野に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 医療事業に従事する者
- (4) 社会福祉団体その他の公共的団体に属する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 審議会は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

2 前項の臨時委員は、当該審議事項に関係のある者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(資料提出等の要求)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

### 3. 諫早市健康福祉審議会子ども・子育て部会委員名簿

区分	氏名	役職等
委員	中野 伸彦	長崎ウエスレヤン大学 教授
	二里 淳司	諫早市校長会（小野中学校 校長）
	福田 富美子	諫早市学童保育連絡協議会 事務局長
	古川 利光	諫早市保育会 会長（なかよし村保育園 園長）
臨時委員	江嶋 美代子	諫早市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
	大峰 信仁	諫早市地域子育て支援センター連絡協議会 会長（金華こども園 園長）
	久保 尚芳	諫早市歯科医師会 委員（くぼ歯科医院 院長）
	島崎 幸治	一般社団法人諫早医師会 理事（しまさき小児科医院 院長）
	副島 修作	諫早市民生委員児童委員協議会連合会（主任児童委員連絡会 会長）
	辻本 隆	諫早商工会議所 議員（ばらの幼稚園 園長）
	長濱 奈津子	保育所等保護者代表
	榎原 尚江	幼稚園教諭代表
	林 一	長崎こども・女性・障害者支援センター 相談支援課 課長
	平古場 信一	諫早市青少年健全育成会連絡協議会 会長
	古川 素康	幼稚園保護者代表
	宮尾 千寿子	諫早市PTA連合会 副会長
	山口 恵子	諫早市母子保健推進協議会 会長
	山口 正博	諫早市幼稚園協会（山美幼稚園 園長）
	吉次 沙緒里	保育士代表



## 第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

---

編集・発行 諫早市

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町 7-1

電話番号:0957-22-1500

---